

# **芳賀町こども計画（案）**

**令和8年度～令和11年度**

**令和8年3月 芳賀町**



# 目 次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画策定の根拠となる法律 .....	2
3 こども大綱 .....	3
(1) こども大綱の概要 .....	3
(2) こども大綱の体系 .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 計画の位置づけ .....	4
6 計画の策定体制 .....	5
7 アンケート調査の実施 .....	5
8 こどもへのワークショップの実施 .....	6
9 パブリックコメントの実施 .....	6
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状 .....	7
1 統計からみた本町の現状 .....	7
(1) 人口の推移 .....	7
(2) 児童数の推移 .....	8
(3) 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移 .....	9
(4) 人口ピラミッド .....	10
(5) 婚姻の動向 .....	11
(6) 女性の就業状況 .....	12
(7) ひとり親家庭の状況 .....	13
2 教育・保育施設の現状 .....	14
(1) 保育施設の状況 .....	14
(2) 教育施設の状況 .....	14
(3) 子育て支援サービスの状況 .....	15
3 アンケート調査結果抜粋 .....	16
(1) 保護者の就労状況について .....	16
(2) 教育・保育の利用状況について .....	17
(3) 町で実施している未就学児向け子育て支援事業について .....	18
(4) 休日の教育・保育事業の利用意向について .....	20
(5) 一時預かりの利用について .....	20
(6) 育児休業を取得していない理由について .....	21
(7) こどもの朝食・夕食を食べる頻度 .....	22
(8) こども自身が困っていることや悩みごとがあるときに相談する相手 .....	23
4 統計とアンケート結果からの考察と課題 .....	24
(1) 人口構造などから見える今後の課題 .....	24
(2) 子育て支援事業の重要性 .....	24
(3) 子育て支援事業の利用しやすい環境づくり .....	25
(4) こどもの生活状況と支援につながる環境づくり .....	25
5 ワークショップの実施結果 .....	26
(1) ジュニアリーダース .....	26
(2) 芳賀中学校生徒 .....	29
(3) ワークショップの総括 .....	32
第3章 計画の基本的な考え方 .....	33
1 計画の基本理念 .....	33

2 計画の基本方針 .....	34
3 計画の体系 .....	35
第4章 施策の展開 .....	37
基本方針1 ライフステージ共通の支援 .....	37
(1) こども・若者の権利擁護 .....	37
(2) こども・若者への切れ目のない保健・医療・福祉の提供 .....	38
(3) 困難な問題を抱えるこども・若者への支援 .....	39
(4) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実 .....	40
(5) こどもを支援する生活環境の整備 .....	42
(6) こどもの安全の確保 .....	43
基本方針2 こどもの誕生前～幼児期の支援 .....	45
(1) 地域における子育て支援の充実 .....	45
(2) こどもと母親の健康の確保及び増進 .....	47
(3) 援助を要する家庭への支援 .....	53
(4) 保育サービスの充実 .....	55
基本方針3 学童期～思春期の支援 .....	59
(1) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	59
(2) こどもの居場所づくり .....	63
基本方針4 青年期～就業者への支援 .....	65
(1) 就職を望む若者への就労支援 .....	65
(2) 結婚を希望する方への支援 .....	65
(3) 仕事と子育ての両立の推進 .....	66
第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制、確保の方策 .....	69
1 教育・保育提供区域 .....	69
(1) 教育・保育認定 .....	69
(2) 教育・保育提供区域 .....	69
2 量の見込みについて .....	70
(1) 量の見込み .....	70
(2) 将来児童数推計 .....	70
(3) 量の見込みの算出方法について .....	71
(4) 潜在的家族類型 .....	71
3 教育・保育における量の見込みと確保方策 .....	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、確保の方策 .....	75
(1) 利用者支援事業（こども家庭センター） .....	75
(2) 地域子育て支援拠点事業 .....	75
(3) 妊婦健康診査事業 .....	76
(4) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	76
(5) 養育支援訪問事業 .....	77
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ） .....	77
(7) ファミリー・サポート・センター事業 .....	78
(8) 一時預かり事業（幼稚園型） .....	78
(9) 一時預かり事業（幼稚園型以外） .....	79
(10) 時間外保育事業（延長保育事業） .....	79
(11) 病児・病後児保育事業 .....	80
(12) 放課後児童健全育成事業 .....	80
(13) 子育て世帯訪問支援事業 .....	81

(14) 児童育成支援拠点事業 .....	81
(15) 親子関係形成支援事業 .....	82
(16) 妊婦等包括相談支援事業 .....	82
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） .....	83
(18) 産後ケア事業 .....	83
5 その他の事業 .....	84
(1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	84
(2) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	84
6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容 ..	85
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 .....	85
(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修等に対する支援 .....	85
(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性 .....	85
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策 .....	86
(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策 .....	86
第6章 計画の推進体制 .....	87
1 計画の推進体制 .....	87
2 点検・評価 .....	87



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始されて以降、市町村では「子ども・子育て支援法」に基づく計画を策定し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備するなど、子育て支援の充実を進めてきました。少子化や子どもの貧困、児童虐待の防止といった課題に対応するため、さまざまな取組が重ねられていますが、子育てに困難を抱える世帯の実態は年々複雑化しており、虐待などの問題も顕在化しています。こうした現状は、単なる支援の拡充にとどまらず、子どもの権利や成長環境を社会全体で守り支える体制をさらに強化する必要性を示しています。

我が国では、平成6年に出生数118万人・合計特殊出生率1.46を記録したことを契機に「エンゼルプラン」が策定され、その後も「少子化社会対策基本法」(平成15年)、「子ども・子育て応援プラン」(平成17年)、「子ども・子育てビジョン」(平成22年)など、少子化対策や子育て支援の施策が積み重ねられてきました。しかし、令和6年の出生数は68万人、合計特殊出生率は1.15と低迷し、児童虐待相談や不登校の件数も過去最多を更新するなど、子どもを取り巻く環境はなお厳しさを増しています。こうした深刻な状況を踏まえ、令和5年4月1日には「こども家庭庁」が発足し、同時に子どもの権利を守る「こども基本法」が施行されました。同法第10条では、市町村が国の「こども大綱」や都道府県計画を踏まえ、地域の実情に応じた市町村こども計画を策定する努力義務が定められています。

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、子どもや若者の視点を重視し、個性や多様性を尊重しつつ、遊びや学びを通じて健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。子どもは次代の地域社会を担うかけがえのない存在であり、子どもや若者を守り育てることは、私たち現役世代に課せられた責務です。すべての子どもが、心身の状況や置かれた環境に左右されず、公平に健やかに成長できる社会を実現することが、少子化という大きな課題を乗り越えるための鍵となります。

以上の経緯と背景を踏まえ、芳賀町ではこれまでの子ども・子育て支援事業計画を継承しつつ、より包括的で持続可能な支援体制を整えるため、地域の特性を生かすべく、「芳賀町こども計画」を策定しました。

## 2 計画策定の根拠となる法律

こども基本法	公布：令和4年6月
<p><b>【概要】</b> こどもを権利の主体として位置付け、最善の利益を第一に考えることを基本理念としています。また、国や地方公共団体は総合的なこども施策を進める責務を負い、市町村は「こども大綱」や都道府県計画を踏まえた「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。</p>	
子ども・子育て支援法	公布：平成24年8月
<p><b>【概要】</b> すべてのこどもが健やかに成長できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成24年に制定されました。市町村はこの法律に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所・認定こども園などの提供体制の確保や、地域の子育て支援施策を進める責務を負っています。</p>	
子ども・若者育成支援推進法	公布：平成21年7月
<p><b>【概要】</b> 青少年の健やかな育成を社会全体で支えることを目的に、平成21年に制定されました。困難を有する子ども・若者への支援を総合的・計画的に進めるため、国や地方公共団体、民間団体が連携し、相談・自立支援・就労支援などの施策を推進することを定めています。都道府県・市町村は地域の実情に応じた「子ども・若者計画」を策定し、必要な体制整備を図るよう努めることとされています。</p>	
次世代育成支援対策推進法	公布：平成15年7月
<p><b>【概要】</b> 次世代を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の実現を目的に、平成15年に制定されました。国・地方公共団体・企業・国民がそれぞれの立場で取組を進めることを基本とし、市町村には地域の実情に応じた「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て環境の整備や働きやすい環境づくりを進める責務が示されています。</p>	
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	公布：平成25年6月
<p><b>【概要】</b> 貧困の状況にあるこどもが置かれた環境によって将来の可能性を閉ざされることのないよう、教育・生活・経済など多方面から支援を推進することを目的に、平成25年に制定されました。国や地方公共団体は、こどもの貧困対策を総合的かつ計画的に進める責務を負い、地域の実情に応じた施策を講じることとされています。</p>	

### 3 こども大綱

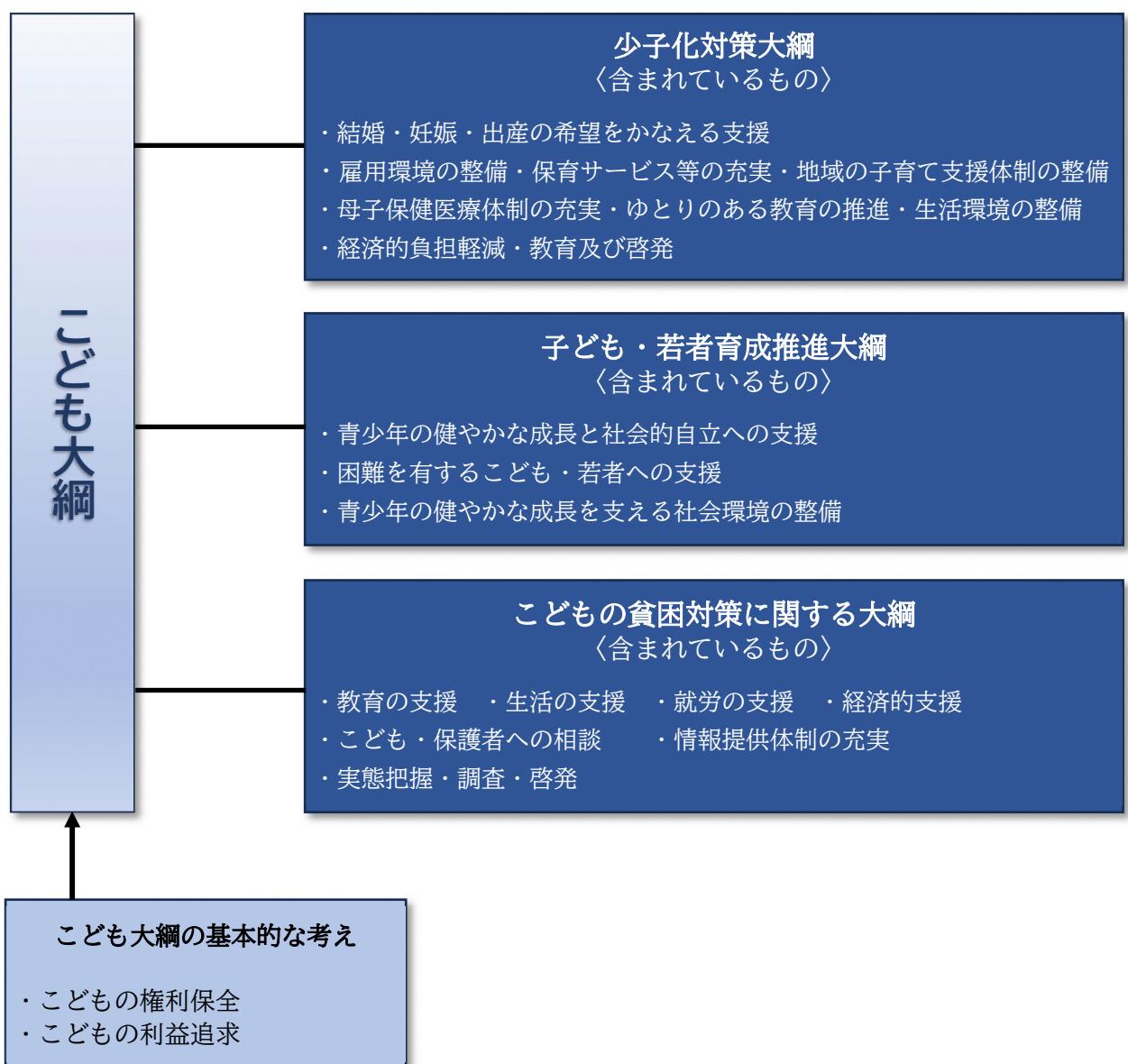
#### (1) こども大綱の概要

こども大綱は、令和5年10月に閣議決定された、こどもや若者が安心して成長し、自らの力を発揮できる社会の実現を目指すための、こども施策の最上位の指針です。

これまで国では「少子化対策大綱」「子ども・若者育成支援大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」などが個別に存在していましたが、それぞれ目的が異なりながらも重複する領域が大きいものとされてきました。

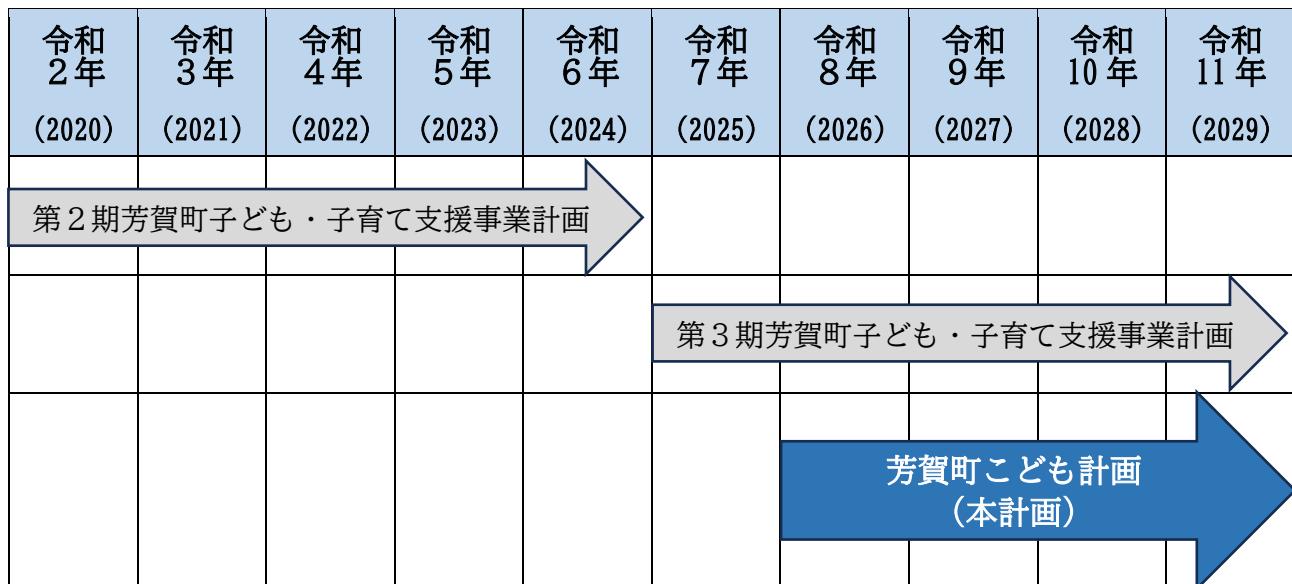
こうした状況を踏まえ、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、これらを一元化したうえで、子どもの権利や最善の利益の保障を基本理念として定め、すべてのこどもに関する施策を総合的・計画的に推進することとなりました。

#### (2) こども大綱の体系



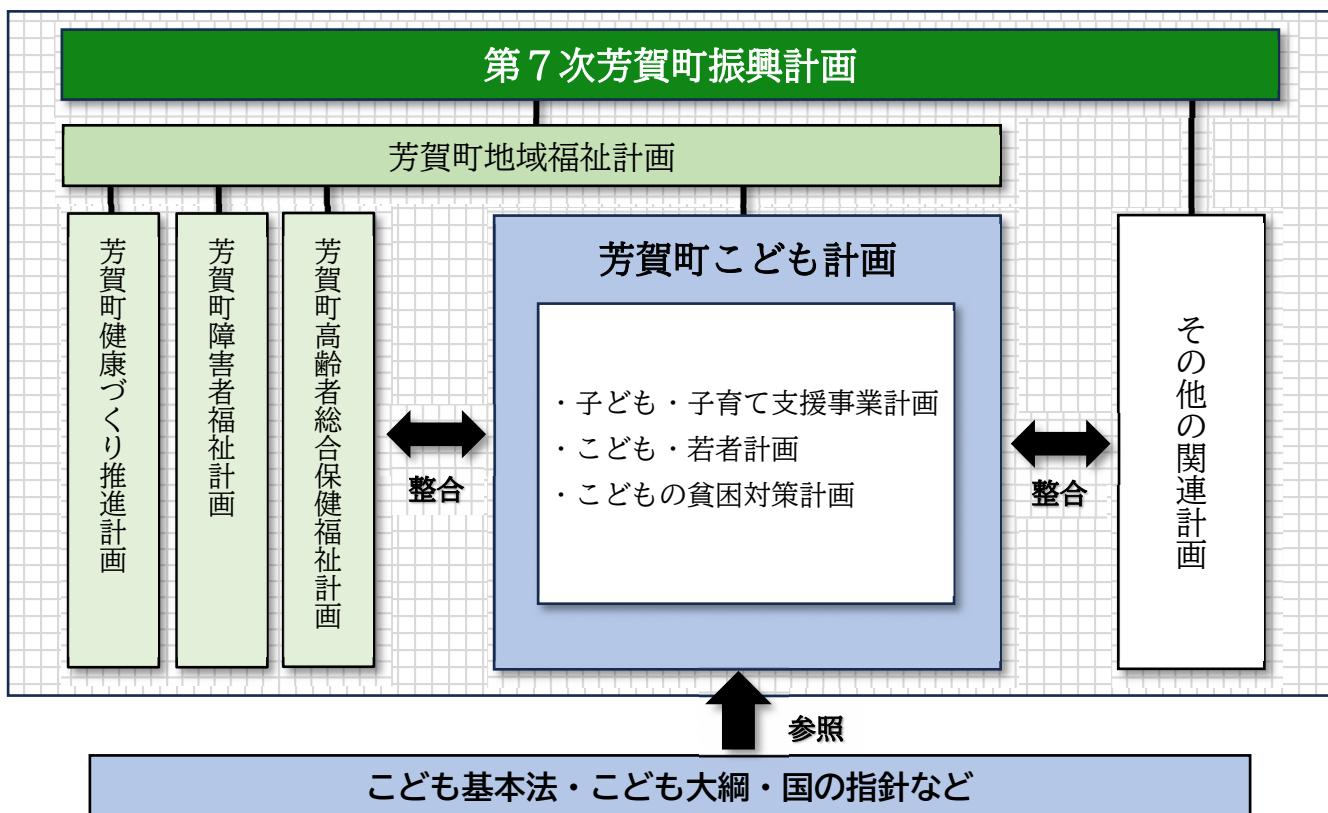
## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8度から令和11年度までの4年間とします。



## 5 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第7次芳賀町振興計画」に基づく部門別計画として、第2期計画での施策や事業の課題や評価を反映し、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれるものとします。



## 6 計画の策定体制

アンケート調査の実施及び、「芳賀町子ども・子育て会議」等の開催により、町民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としています。

## 7 アンケート調査の実施

芳賀町に在住の「子育て世帯」の方々や、「こども本人」の、考え方や暮らしぶり、サービスの利用状況などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

アンケートは「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」、「子どもの貧困対策に関する調査」の2種類を行っています。

### ① 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

調査の目的	「芳賀町子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、町民の皆さまの「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、アンケート調査を実施しました。
調査期間	令和6年2月29日（木）～令和6年3月15日（金）
調査対象者	(令和6年2月1日時点) ・未就学児の保護者 ・無作為抽出した小学1年生から5年生までの児童保護者
回収結果	発送数：750件 有効回収数：594件 有効回収率 79.2%

### ② 子どもの貧困対策に関する調査

調査の目的	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条に規定される「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を「次期芳賀町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するにあたり、芳賀町の子どもの生活状況等を把握するため、アンケート調査を実施しました。		
調査期間	令和6年1月25日（木）～令和6年2月7日（水）		
調査対象者	・町立小学校に在籍する5年生、町立中学校に在籍する2年生		
回収結果	小学5年生	中学2年生	合計
	発送数：125件 有効回収数：121件 有効回収率：96.8%	発送数：127件 有効回収数：117件 有効回収率：92.1%	発送数：252件 有効回収数：238件 有効回収率：94.4%

## 8 こどもへのワークショップの実施

計画を策定する上で、こどもたち自身からの意見を広く集めるため、本町ではジュニアリーダース、中学生向けにワークショップを実施しました。

- ・ジュニアリーダース

開催日時 令和7年9月21日 14:00～15:00

参加人数 6名

- ・中学生

開催日時 令和7年10月2日 15:50～16:50

参加人数 11名

## 9 パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画の内容を公開し、町民の意見収集に努めました。

意見収集期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

意見収集場所：

意見収集方法：

## 第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

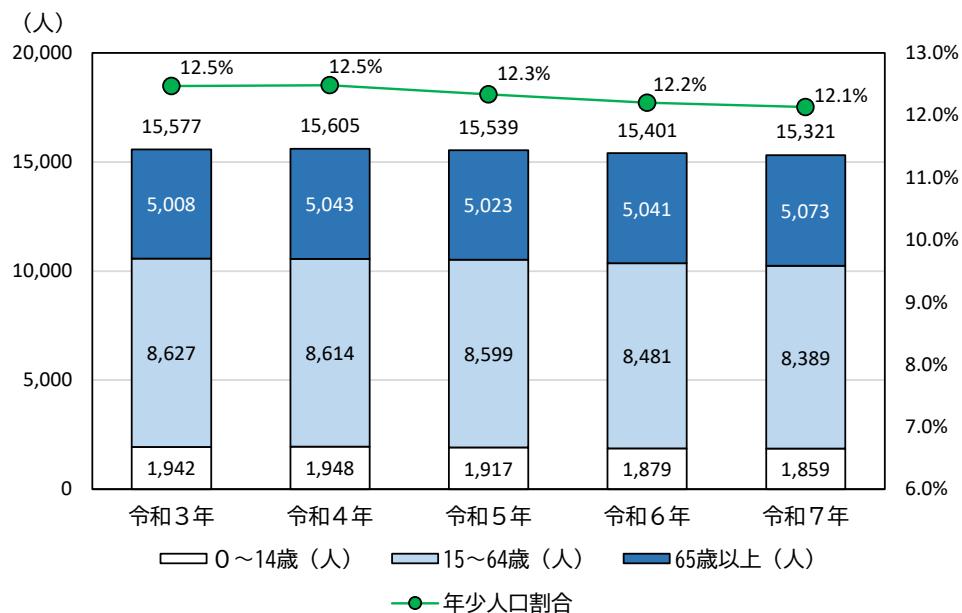
### 1 統計からみた本町の現状

#### (1) 人口の推移

本町の令和7年の総人口は15,321人で、令和3年から296人減少しています。

また、0～14歳までの年少人口も減少推移しており、令和7年で1,859人、令和3年から96人減少しています。

年少人口割合についても、令和7年は12.1%と、令和3年より0.4ポイント減少しています。

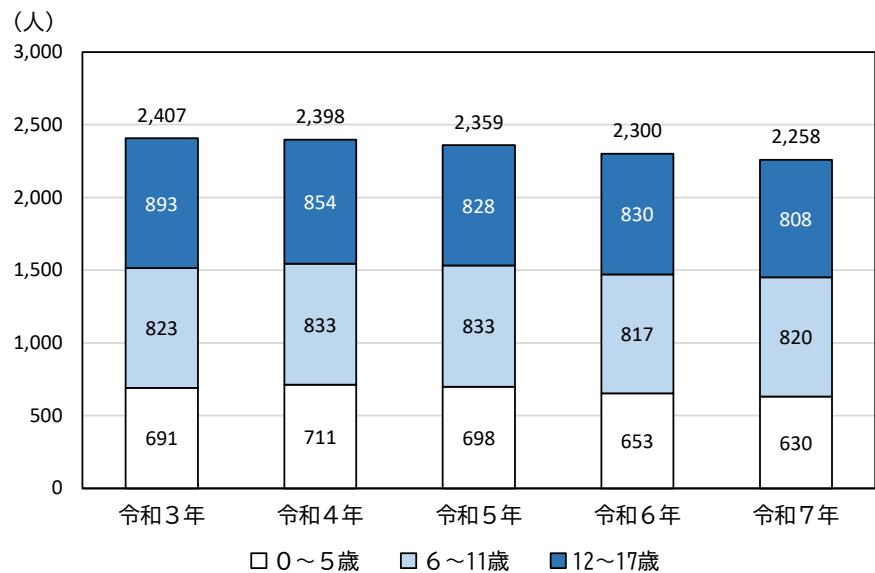


項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年少人口割合	12.5%	12.5%	12.3%	12.2%	12.1%
0～14歳（人）	1,942	1,948	1,917	1,879	1,859
15～64歳（人）	8,627	8,614	8,599	8,481	8,389
65歳以上（人）	5,008	5,043	5,023	5,041	5,073
合計（人）	15,577	15,605	15,539	15,401	15,321

資料：住民基本台帳（4月1日）

## (2) 児童数の推移

18歳未満の児童数の推移は、令和7年は2,258人と、令和3年と比較すると149人減少しています。



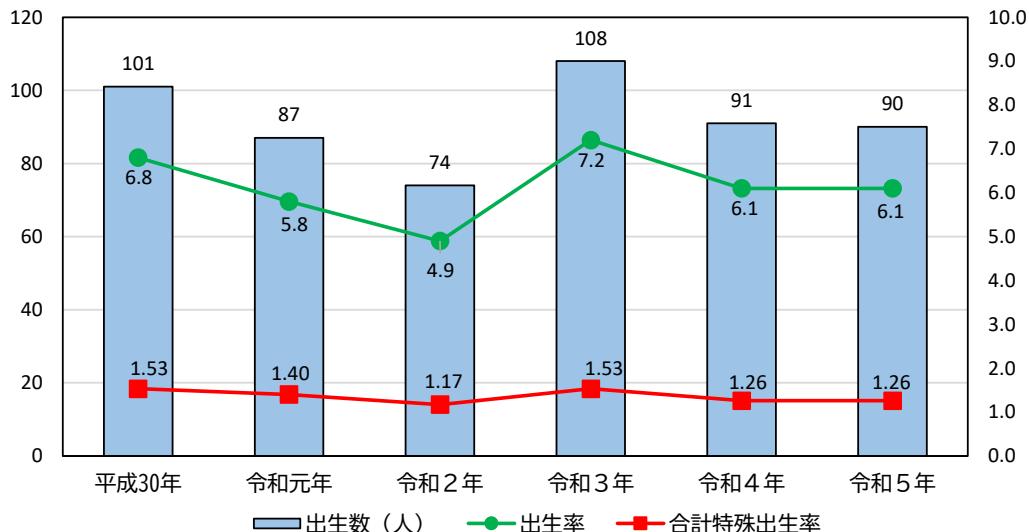
項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳	88	111	99	80	87
1歳	94	101	119	108	93
2歳	125	108	108	118	110
3歳	128	131	112	106	123
4歳	119	132	129	112	109
5歳	137	128	131	129	108
6歳	133	145	129	132	133
7歳	143	132	146	131	132
8歳	134	145	131	147	132
9歳	155	130	145	134	146
10歳	127	154	129	145	133
11歳	131	127	153	128	144
12歳	130	130	126	155	129
13歳	146	129	131	124	155
14歳	152	145	129	130	125
15歳	153	150	143	134	124
16歳	148	153	145	142	134
17歳	164	147	154	145	141
合計	2,407	2,398	2,359	2,300	2,258

資料：住民基本台帳（4月1日）

### (3) 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

本町の出生数は、令和5年が90人で、平成30年より11人減少しています。出生率<sup>※1</sup>は、令和5年で6.1と、平成30年より0.7ポイント減少しています。合計特殊出生率<sup>※2</sup>は、令和5年が1.26で、平成30年と比較して0.27ポイント減少しています。

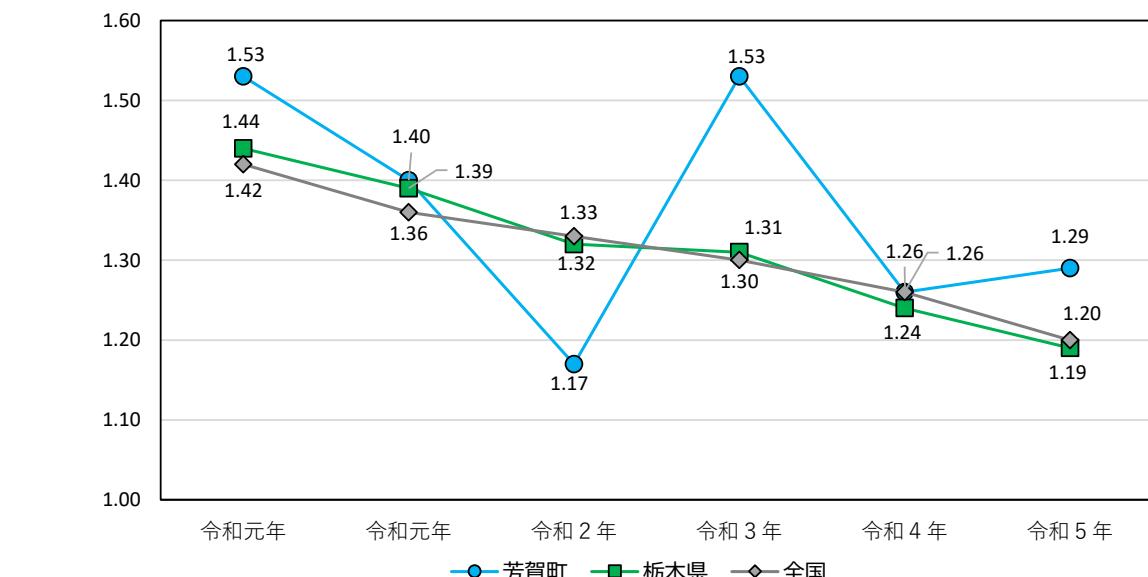
(人)



項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数(人)	101	87	74	108	91	90
出生率	6.8	5.8	4.9	7.2	6.1	6.1
合計特殊出生率	1.53	1.40	1.17	1.53	1.26	1.26

資料：栃木県保健統計年報

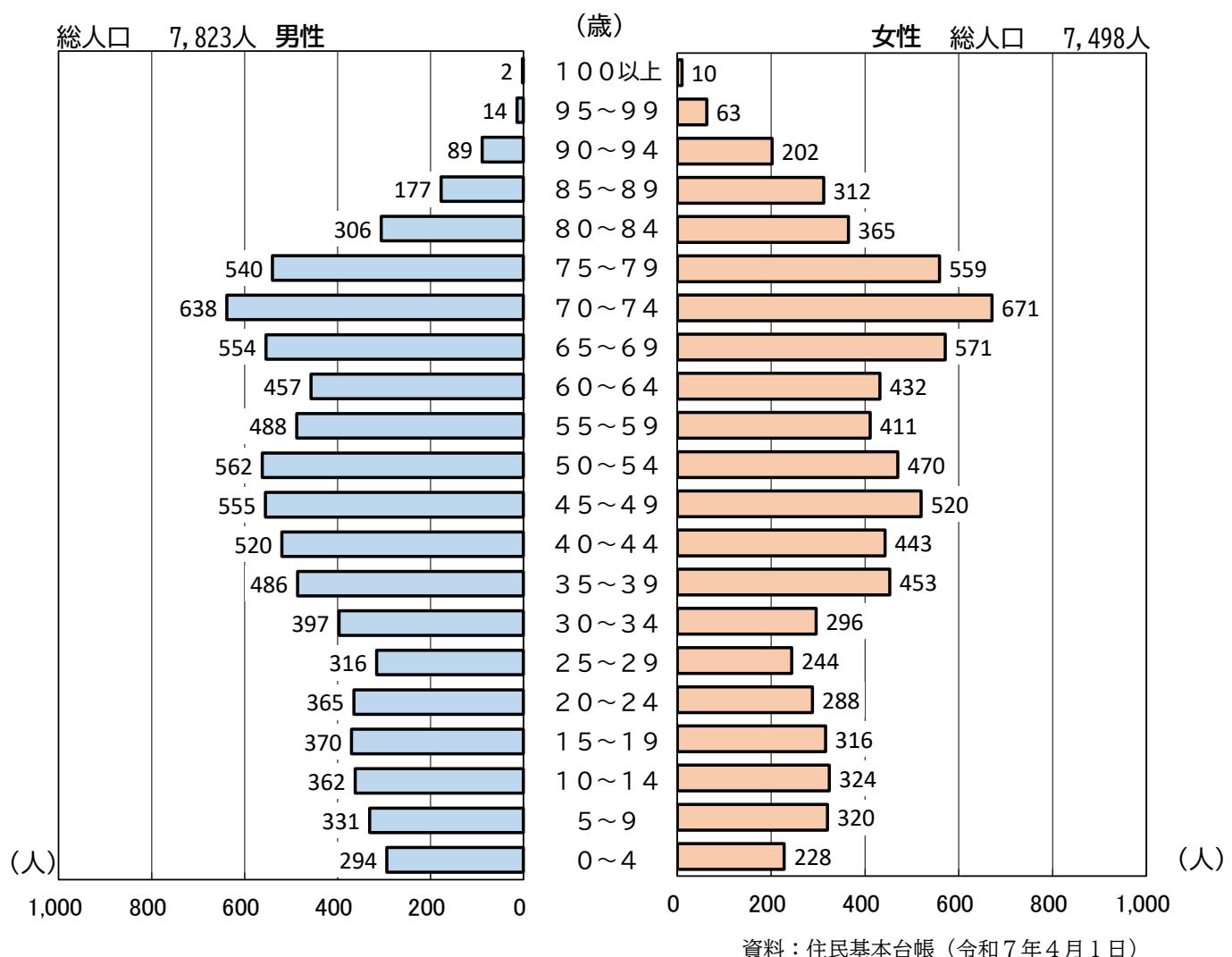
#### 【参考】合計特殊出生率の、町・県・国の比較

<sup>※1</sup> 出生率：人口1,000人あたりの出生数の割合。<sup>※2</sup> 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。

#### (4) 人口ピラミッド

本町の年齢別人口を人口ピラミッドとして可視化すると、70～74歳の年代が、男性638人、女性671人と、最も人口が多いことが分かります。

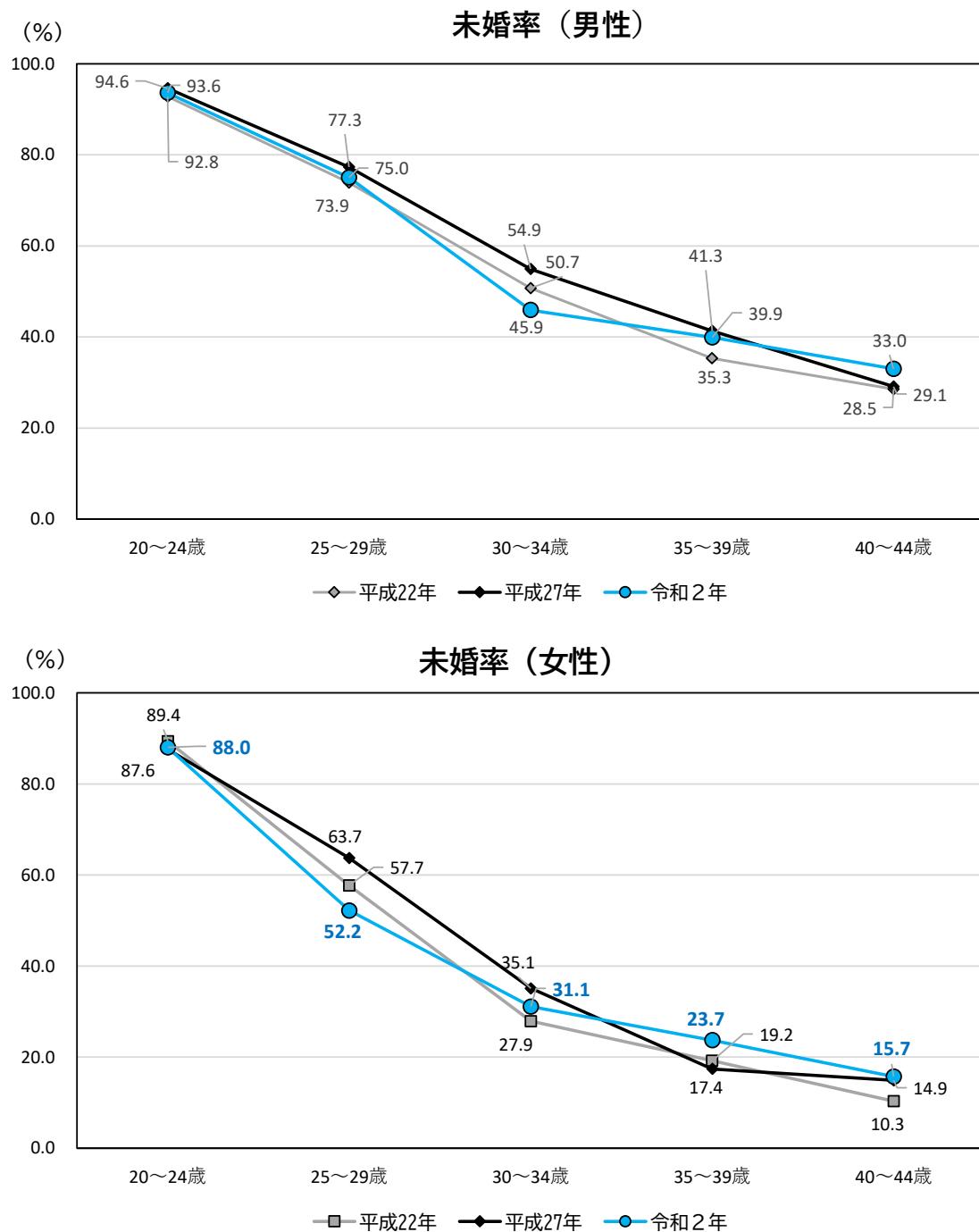
一方、30～34歳以下の若年人口が大幅に減少しており、出生率低下や若年層の転出増加などがうかがえます。



## (5) 婚姻の動向

本町の未婚率は、男女ともに増減にはらつきがありますが、35～39歳の男性では、令和2年で39.9%と、平成22年より4.6ポイント増加。

40～44歳の女性では、令和2年で15.7%と、平成22年から5.4ポイント増加しています。

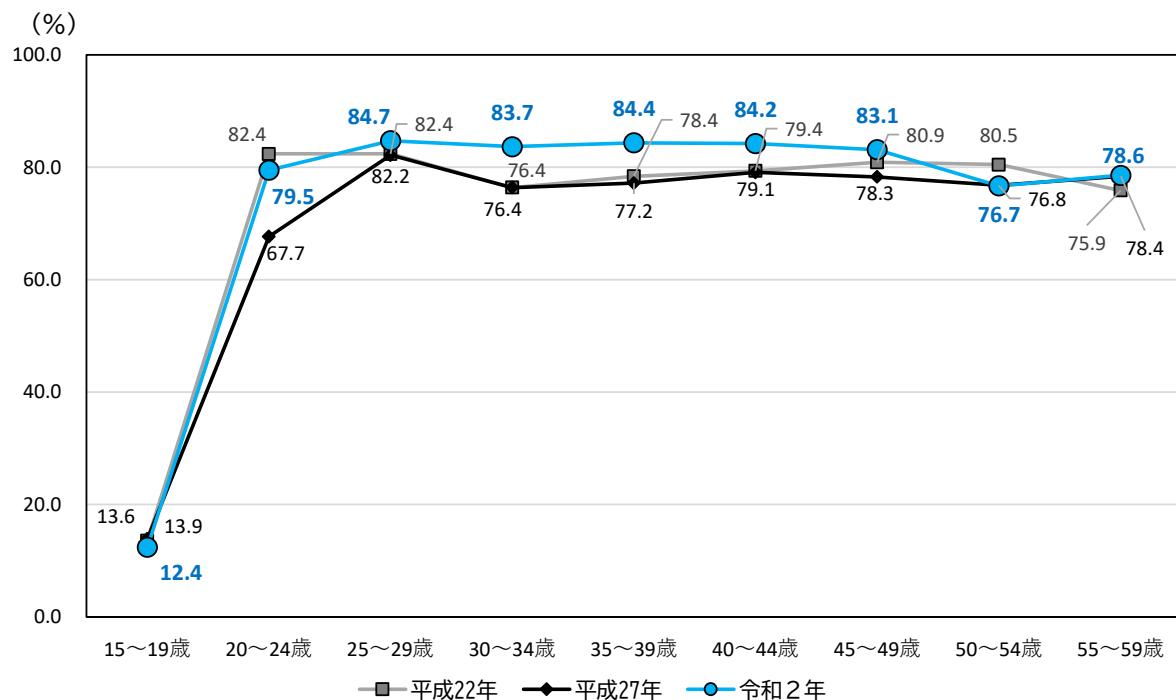


資料：国勢調査

## (6) 女性の就業状況

女性の年代別労働率<sup>※3</sup>をみると、出産・育児期となりやすい20歳代～30歳代の減少にすることが一般的（M字カーブ）でしたが、令和2年ではその傾向がほぼ見られなくなりました。

また、25～29歳から45～49歳に至るまで、80%台を維持するなど、女性の労働率の増加は近年顕著となっています。



(単位：%)

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
平成22年	13.6	82.4	82.4	76.4	78.4	79.4	80.9	80.5	75.9
平成27年	13.9	67.7	82.2	76.4	77.2	79.1	78.3	76.8	78.4
令和2年	12.4	79.5	84.7	83.7	84.4	84.2	83.1	76.7	78.6

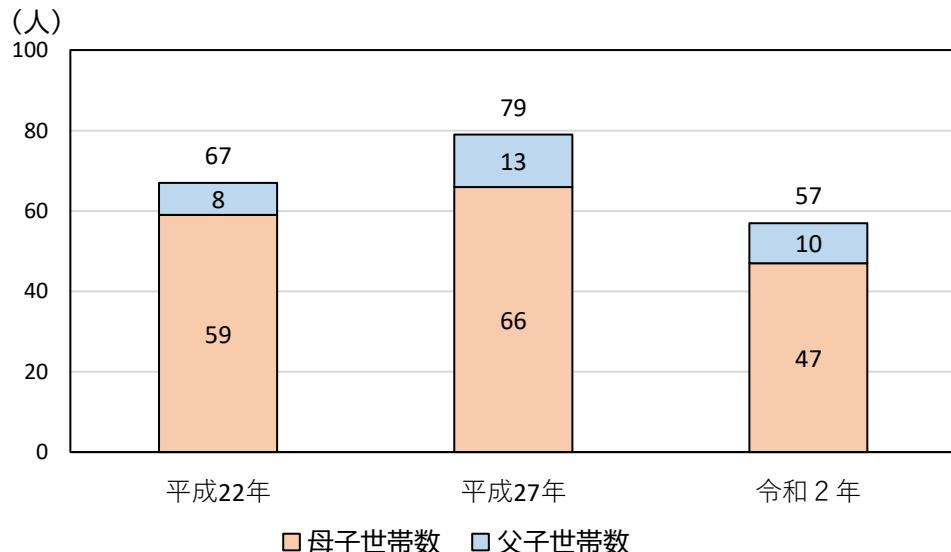
資料：国勢調査

<sup>※3</sup> 労働率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率のこと。

## (7) ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯については、全体数で減少傾向となっており、令和2年では57世帯と、平成27年と比較して22件減少、平成22年と比較して10件減少しています。

母子世帯の減少数が多く、令和2年の母子世帯は47件と、平成27年時よりも19件減少しています。



	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯数	59	66	47
父子世帯数	8	13	10
合計	67	79	57

資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設の現状

### (1) 保育施設の状況

本町の保育施設は、公立保育所が1か所、私立保育所が2か所、私立認定こども園が2か所あります。

在園児童数は、ほぼ横ばいに推移しており、令和7年では公立保育所に96人、私立保育所に94人、私立認定こども園（保育認定）に258人が入所しています。

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
公立保育所	施設数 (園)	1	1	1	1	1
	利用定員数 (人)	140	140	140	140	140
	入所児童数 (人)	93	102	99	104	96
私立保育所	施設数 (園)	2	2	2	2	2
	利用定員数 (人)	120	120	120	120	120
	入所児童数 (人)	89	90	90	92	94
私立認定こども園 (保育認定)	施設数 (園)	2	2	2	2	2
	利用定員数 (人)	205	205	205	205	210
	入所児童数 (人)	248	258	267	270	258

(各年4月1日現在)

### (2) 教育施設の状況

本町の教育施設は、私立認定こども園が1か所あります。

在園児童（1号認定児童）は、年々減少傾向にあり、令和7年は58人が入園しています。

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
私立認定こども園 (教育認定)	施設数 (園)	1	1	1	1	1
	利用定員数 (人)	75	75	75	75	60
	入所児童数 (人)	907	92	81	70	58

(各年4月1日現在)

### (3) 子育て支援サービスの状況

#### ① 保育施設における一時預かり事業の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	173	175	235	606	310

#### ② 障害児保育事業の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（か所）	5	5	5	5	5

#### ③ 病児・病後児保育事業の状況

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児対応型	実施施設（か所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	0	4	1	7	0
病後児対応型	実施施設（か所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	5	13	9	10	6
体調不良児対応型	実施施設（か所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	72	237	237	334	314

#### ④ 放課後児童クラブの状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間登録者数(一時的含む)(人)	316	313	332	354	371
か所数（クラブ）	3	3	3	3	3

#### ⑤ 子育て支援センター・子育てひろばの利用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
センタ一年間登録者数（人）	127	144	151	204	200
ひろば年間登録者数（人）	176	195	234	272	313

#### ⑥ ファミリーサポートセンターの状況

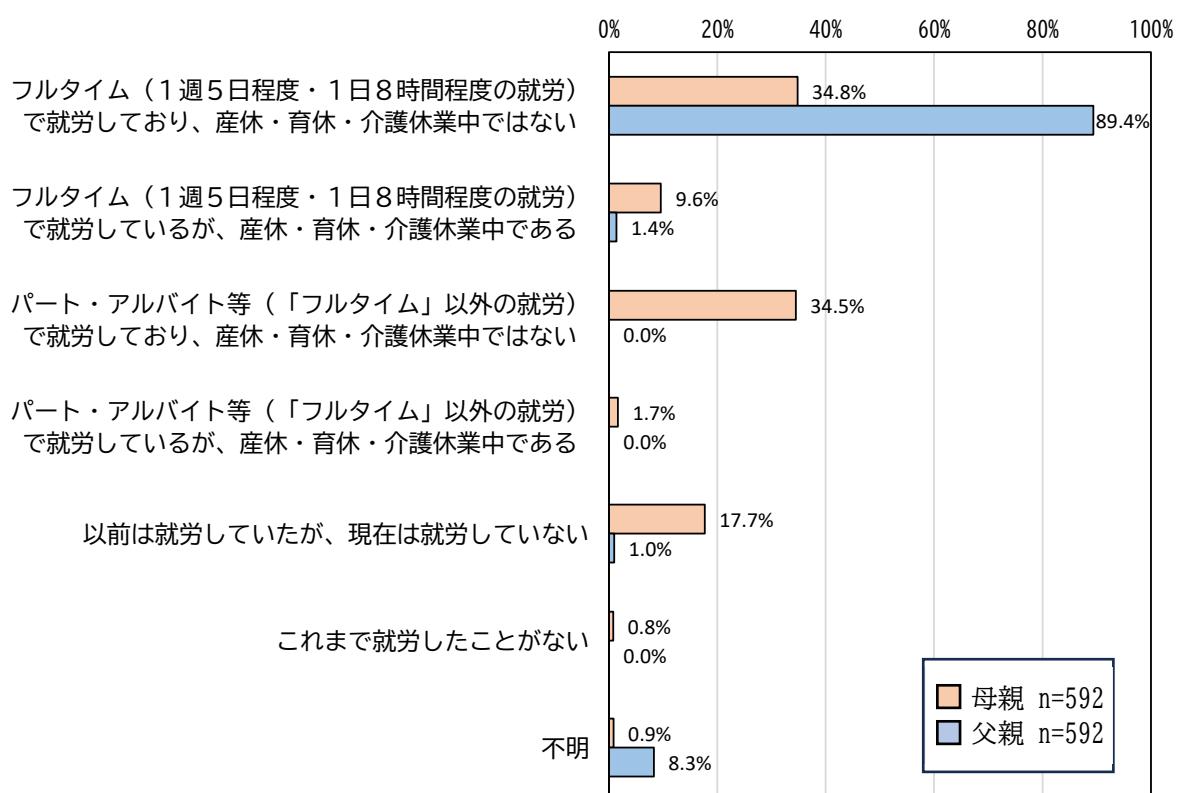
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動件数（延べ人数）	73	161	159	65	49

### 3 アンケート調査結果抜粋

#### (1) 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.5%となっています。

父親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日に8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が89.4%と最も多く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日に8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が1.4%となっています。

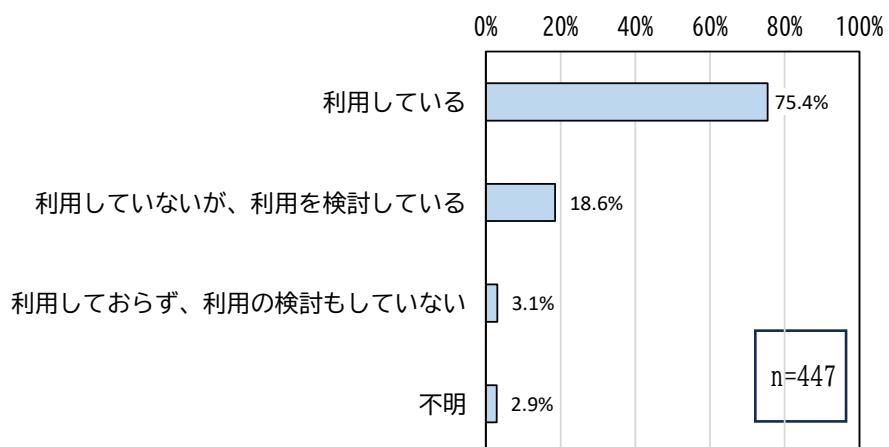


## (2) 教育・保育の利用状況について

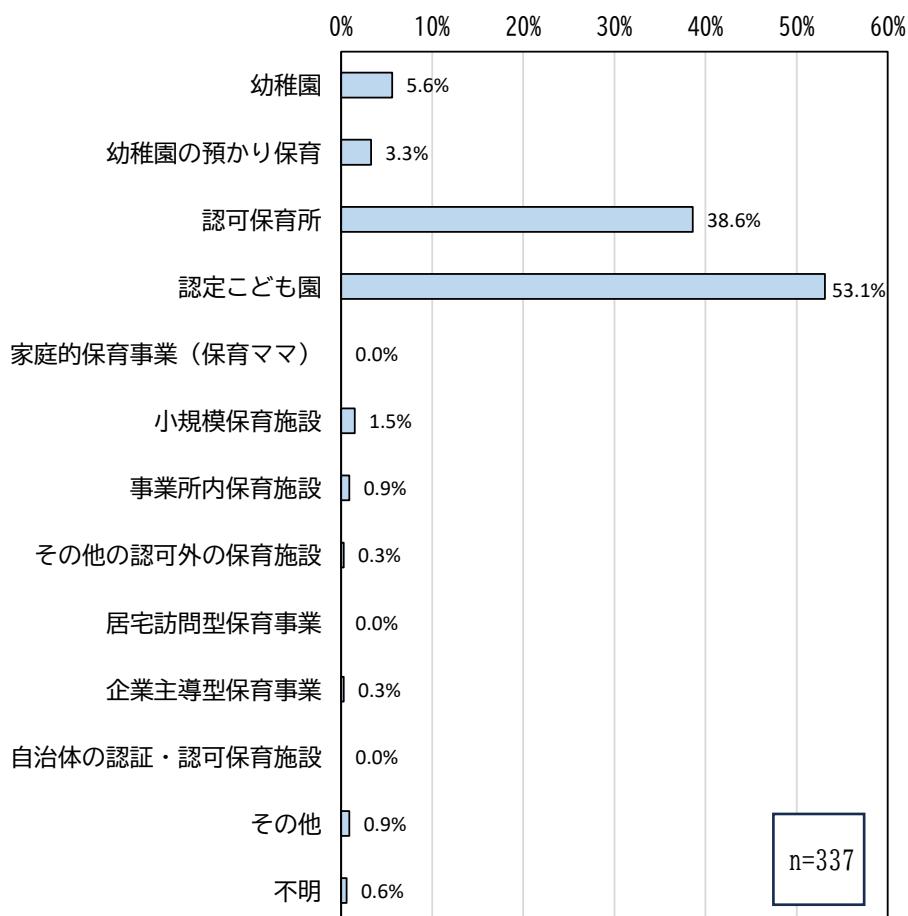
未就学児を持つ親の教育・保育施設の利用状況は、「利用している」が 75.4%となっています。

また、実際に利用している施設については、「認定こども園」が 53.1%と最も多く、次いで「認可保育所」が 38.6%となっています。

**【未就学児のこどもを持つ親の教育・保育施設の利用状況】**



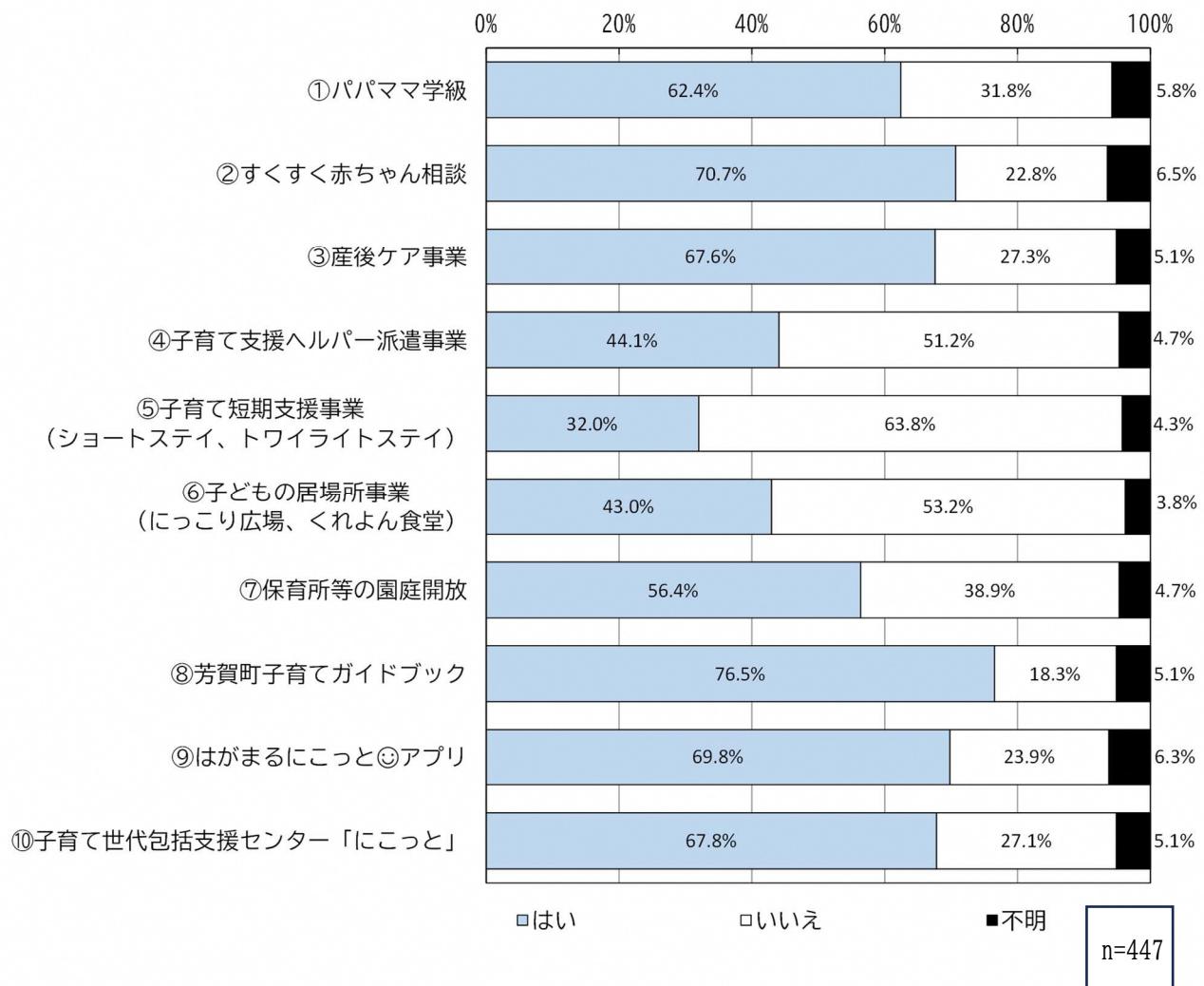
**【利用している施設】**



### (3) 町で実施している未就学児向け子育て支援事業について

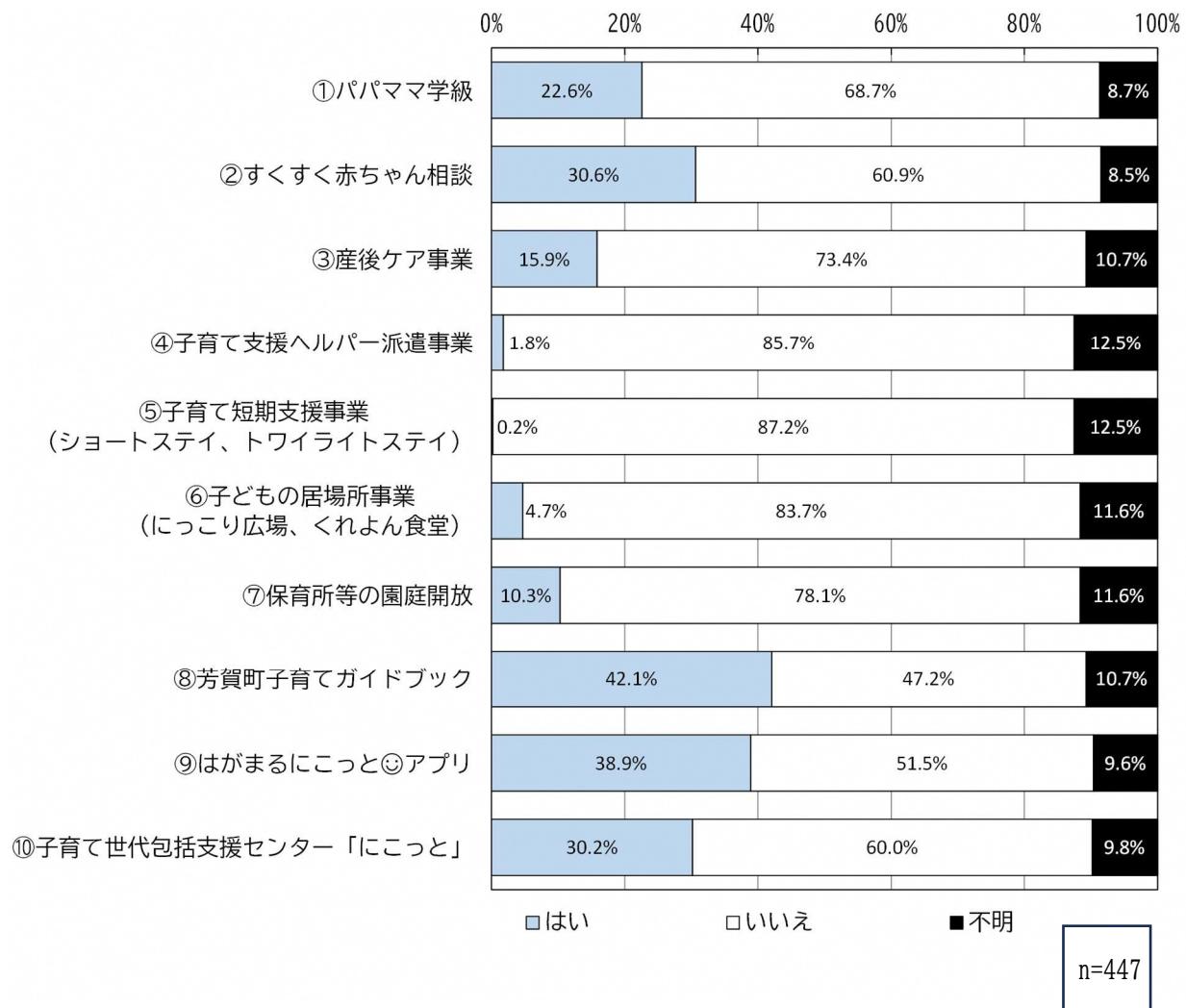
#### ① 子育て支援事業の認知度（知っている）

子育て支援事業の認知度について、知っている割合は、「芳賀町子育てガイドブック」が76.5%と最も高く、次いで「すくすく赤ちゃん相談」が70.7%となっています。



## ② 子育て支援事業の利用意向（今後利用したい）

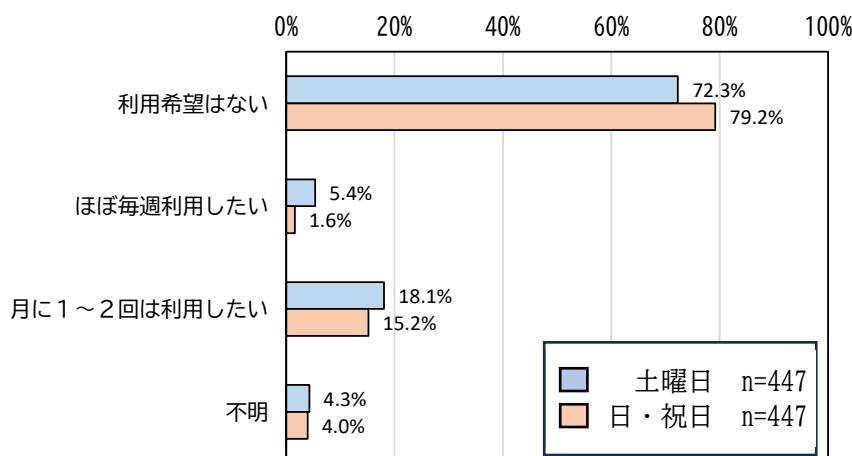
子育て支援事業の今後の利用意向について、今後利用したいという人の割合は、「芳賀町のガイドブック」が42.1%と最も高く、次いで「はがまるにこっと☺アプリ」が38.9%となっています。



#### (4) 休日の教育・保育事業の利用意向について

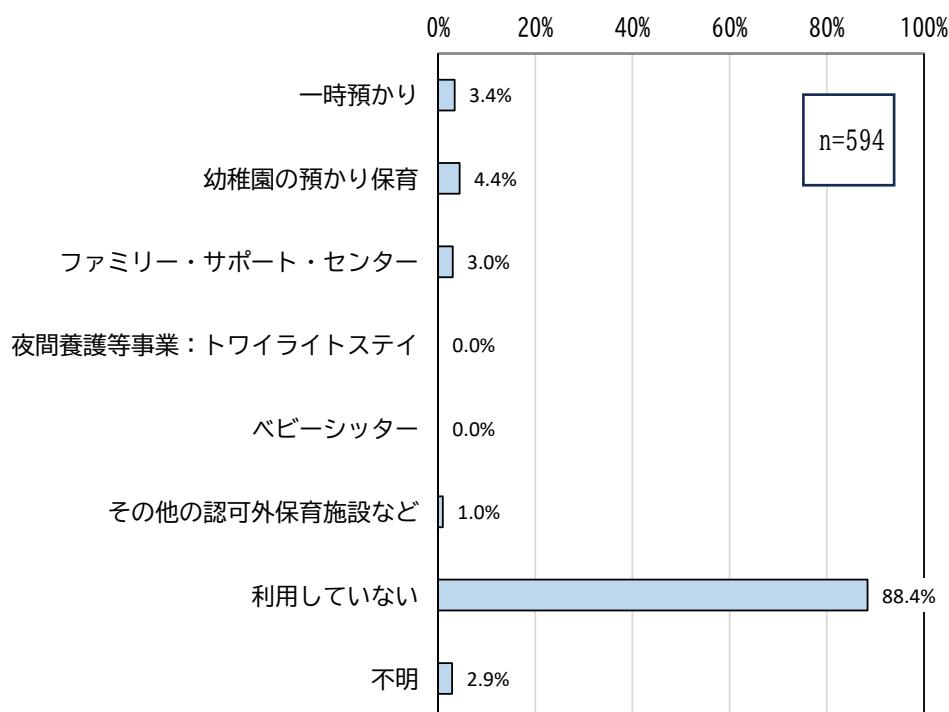
休日における教育・保育事業の利用意向についてみると、「利用希望はない」の回答は、〈土曜日〉が72.3%、〈日曜日・祝日〉が79.2%となっており、〈日曜日・祝日〉の方が利用ニーズは少なくなっています。

また、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」の回答は〈土曜日〉のほうが多くなっています。



#### (5) 一時預かりの利用について

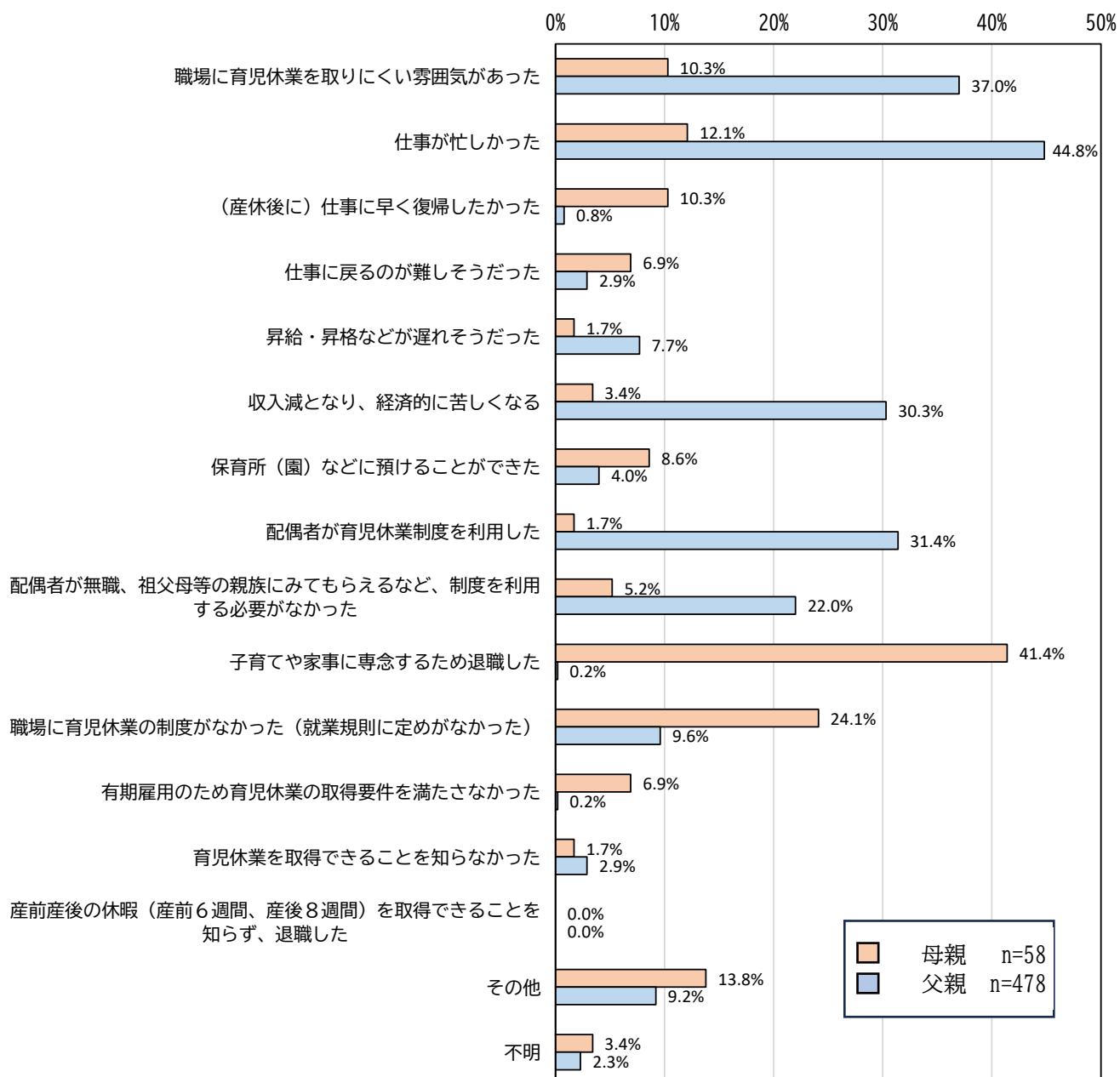
「利用していない」が88.4%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が4.4%となっています。



## (6) 育児休業を取得していない理由について

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が41.4%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（職業規則に定めがなかった）」が24.1%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」が44.8%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.0%となっています。

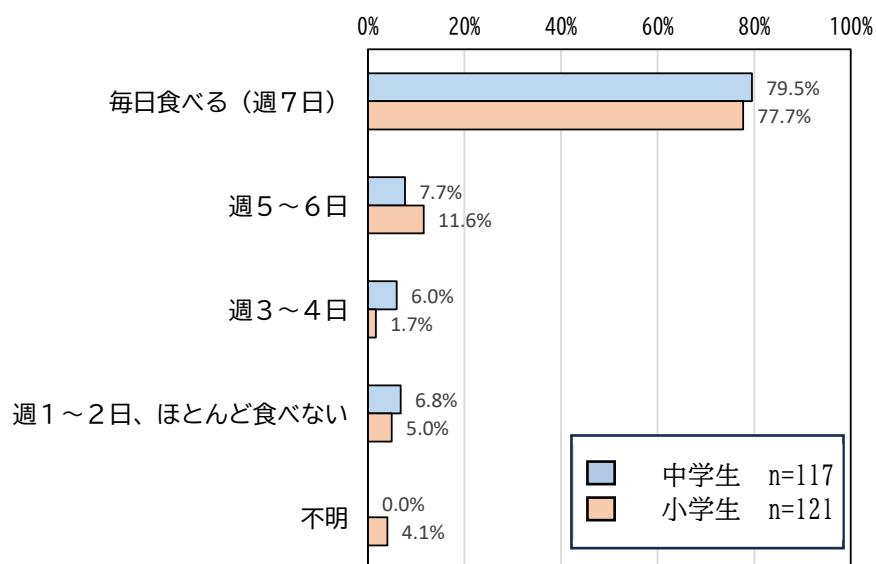


## (7) こどもの朝食・夕食を食べる頻度

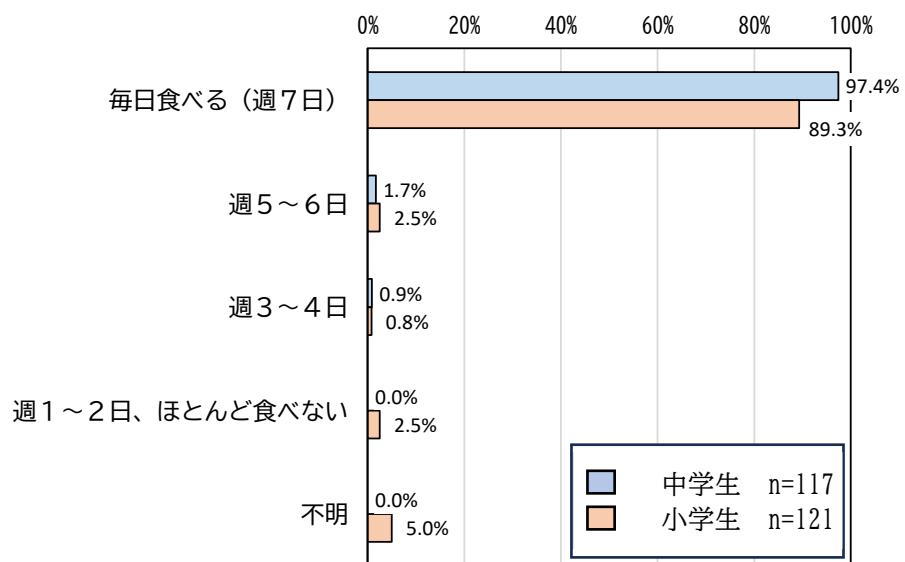
子どもの朝食を食べる頻度については、「毎日食べる」が中学生・小学生とも7割を超え最も多くなっています。一方、「週1～2日、ほとんど食べない」は、中学生では6.8%、小学生では5.0%となっています。

夕食を食べる頻度については、「毎日食べる」が中学生・小学生とも9割前後と最も多くなっています。一方、「週1～2日、ほとんど食べない」は、中学生では0%でしたが、小学生では2.5%となっています。

【朝食】



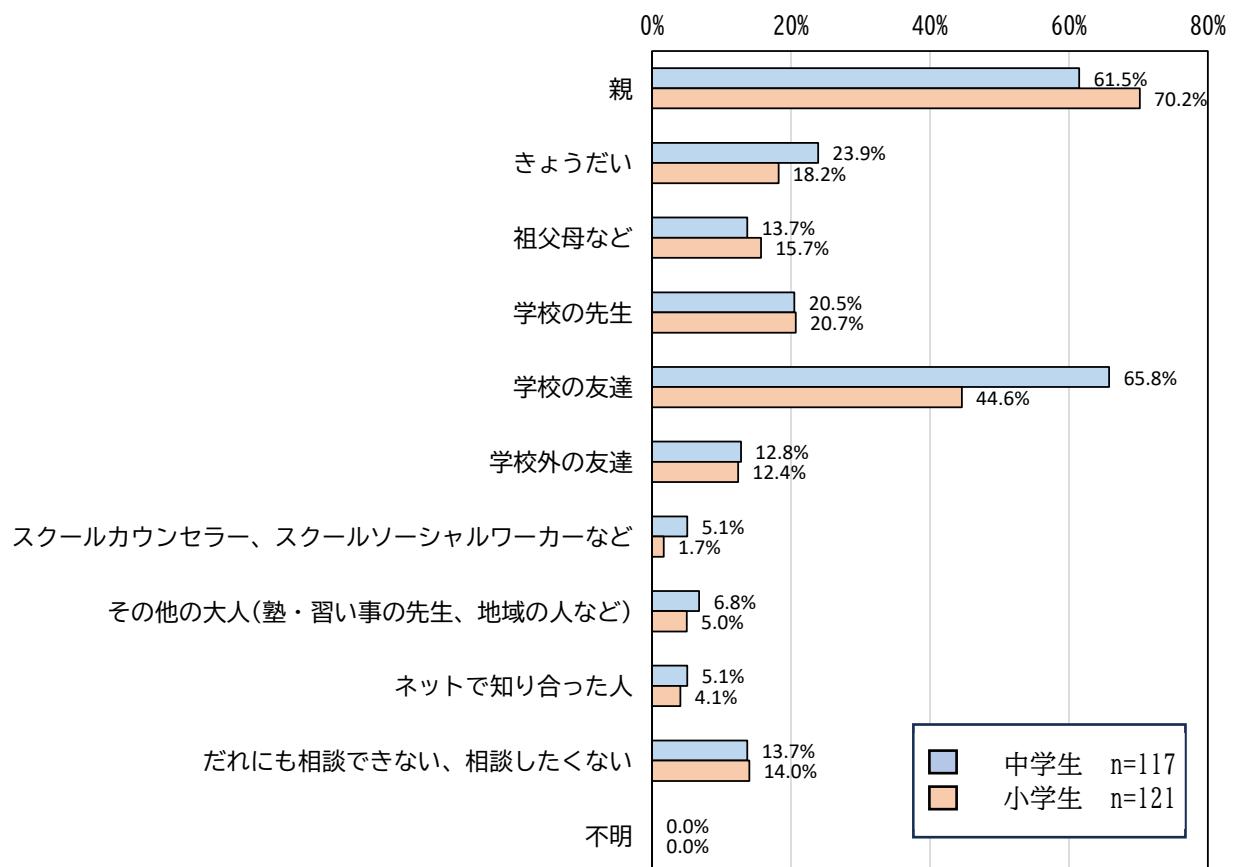
【夕食】



## (8) こども自身が困っていることや悩みごとがあるときに相談する相手

こどもが困っていることや悩みごとを相談する相手については、中学生では「学校の友達」が65.8%と最も高く、次いで「親」が61.5%となっています。

小学生では「親」が70.2%と最も高く、次いで「学校の友達」が44.6%となっています。



## 4 統計とアンケート結果からの考察と課題

### (1) 人口構造などから見える今後の課題

本町は、わが国全体の課題同様、少子高齢化が進行しており、人口減少も緩やかに進んでいます。

とりわけ、30代以下の世代では、女性人口の減少が男性に比べ顕著であり、少子化だけでなく、若者の町外への人口流出も背景にあると考えられます。これは、出生数の減少に直結する要因の一つであり、本町における少子化の進行に大きな影響を及ぼす課題といえます。

若年世代の人口減少の背景には、進学や就職に伴う転出、ライフコース選択の多様化など、複数の要因が複合的に関係していると考えられます。

子育て支援の充実にとどまらず、若い世代、将来こどもをもちたいと思う方が安心してこどもを産み育てたいと感じられる環境づくりを重要な視点として位置付ける必要があります。

そのため、雇用や住環境、働き方、地域とのつながりなど、関係分野と連携した取組を進めていくことが求められます。

### (2) 子育て支援事業の重要性

近年、女性の就業者数は、以前に比べ増加傾向を示しています。出産期・育児期においても労働率の低下はほぼ見られなくなっています。夫婦共働き世帯が一般的となりつつある状況がうかがえます。

また、就業時間や勤務形態の多様化により、従来の枠組みでは対応が難しいケースも見られ、柔軟な利用が可能な支援体制の重要性が高まっています。

なお、子育て支援事業は、保護者の仕事と子育ての両立を支えるためだけにとどまらず、すべてのこどもに質の高い保育・教育を提供することで、こどもの健全な発育と学習機会を確保することや困難な状況にあるこどもや家庭への支援が必要です。

このような状況から、保育サービスや放課後児童クラブ、子育て相談など、子育て支援事業に対するニーズは、量・質ともに高まっていると考えられます。

そのため、多様かつ複雑な生活課題に対応するため、利用者の生活実態や多様なニーズに配慮しながら、切れ目のない子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

### (3) 子育て支援事業の利用しやすい環境づくり

本町が実施している各種子育て支援事業については、多くの事業で一定程度の認知は得られています。一方で、事業ごとの認知度にややばらつきも見られ、育児中の世帯によって認知状況に差がある可能性があります。

今後のサービス利用意向については、全体として高い水準ではありませんが、「必要になれば利用したい」「内容が分かれば利用を検討したい」といった潜在的なニーズも含まれていると考えられます。本町の人口規模や生活圏の特性から、近隣自治体のサービスを併せて利用しているケースや、現時点では利用の必要性を感じていない世帯も一定数存在することも想定されます。

子育て支援事業については、必要な人に必要な情報が適切なタイミングで届くよう、周知方法や情報提供のあり方を見直していくことが重要な課題といえます。

あわせて、初めての人でも利用しやすい仕組みづくりや、サービス内容を分かりやすく発信することで、潜在的なニーズの把握と利用につなげていくことが必要です。

### (4) 子どもの生活状況と支援につながる環境づくり

食事は、子どもの健康や生活リズム、学習意欲にも影響します。多くの子どもが日常的に食事をとれている一方で、朝食を毎日食べていない子どもも一定数存在している状況がうかがえます。家庭の事情や生活環境によって、安定した食生活を確保することが難しいケースがある可能性も考えられます。

また、子どもが困りごとや悩みごとを抱えた際の相談先については、親や友達など身近な人に相談している子どもが多い一方で、誰にも相談できない、あるいは相談したくないと感じている子どもも一定数いることが分かります。

特に、成長とともに悩みの内容が多様化・複雑化する中で、大人に相談することへのためらいや、相談先が分からないと感じている子どもがいる可能性も考えられます。

これらの結果から、家庭での支援を前提とするだけでなく、子ども自身が安心して過ごせる居場所や、困ったときに気軽に相談できる環境を整えていくことが重要な課題といえます。

あわせて、支援が必要な子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、学校や地域、関係機関が連携しながら、子どもの声に気づき、寄り添う体制づくりを進めしていくことが求められます。

## 5 ワークショップの実施結果

本計画の策定にあたり、基礎資料とするために町内のジュニアリーダース・中学生を対象としてワークショップを行いました。ワークショップの概要及び結果は次のとおりです。

### (1) ジュニアリーダース

#### 実施概要

項目	内容
開催日時	令和7年9月21日（日）14：00～15：00
対象	町ジュニアリーダース
参加人数	6名
ファシリテーター	子育て支援課職員
全体テーマ	住み続けたい町ってどんな町？芳賀町に必要なことは？
アイスブレイク (20分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども計画の説明、子どもの意見を聴取する背景の説明</li> <li>・自己紹介</li> <li>・町のことを5つの項目ごとに点数をつけてもらい、100点満点で点数をつける。（どのくらい好きか） →点数の理由や町の良いところ等について、発表してもらう</li> </ul>
テーマ1 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもや若者が住みたくなる・過ごしたくなる“まち”」はどういったものかを考える →書き出した内容で、「共通するキーワード」を考える</li> </ul>
テーマ2 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ1で書き出した内容やキーワードから「芳賀町に必要なこと」について考える。 ・町にお願いしたいこと、要望・提案などを書き出す。</li> </ul>
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ1、テーマ2でのワークを踏まえ、「芳賀町を住み続けたい町」にしていくために提案したいことをまとめる。</li> </ul>

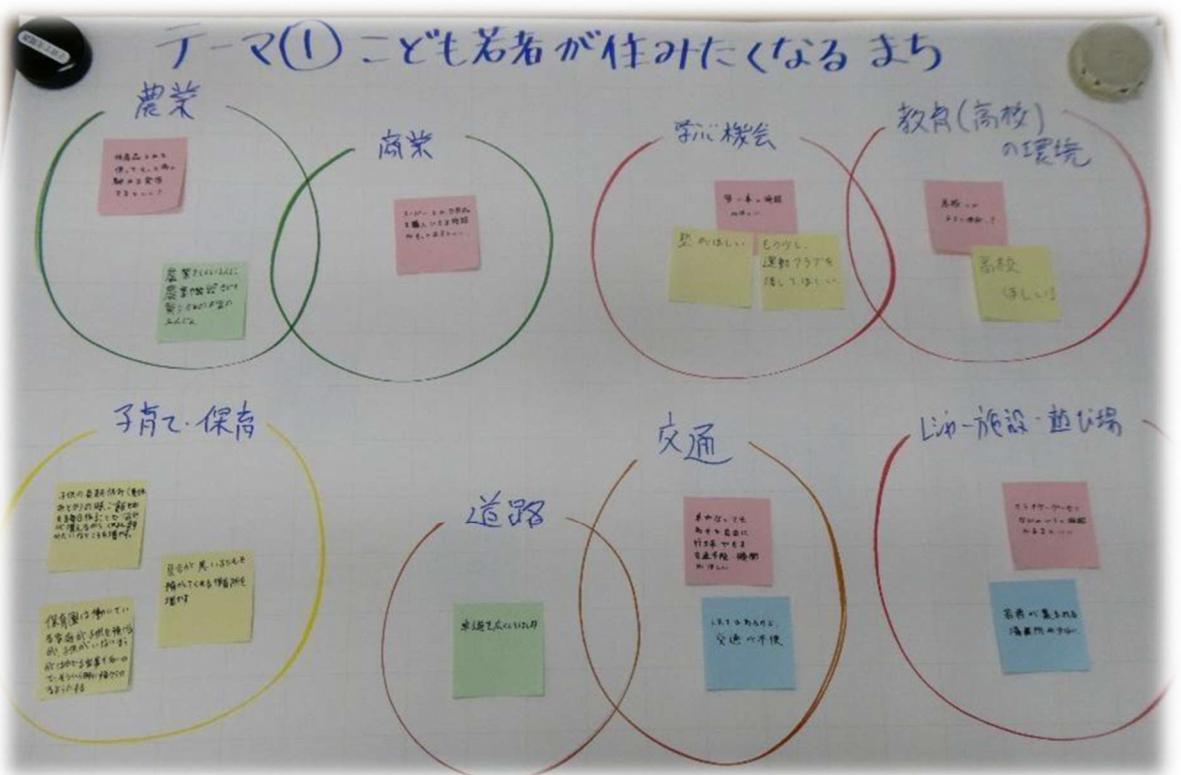
## テーマ1 「子どもや若者が住みたくなる・過ごしたくなる“まち”」はどういったものかを考える

分野	意見
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特産品を使って町の魅力を発信。</li> <li>農業をしている人への農業機器を購入するための補助金支援。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー等、日用品を購入できる施設を増やす。</li> </ul>
子育て・保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの夏休みの時期など、食事の用意で悩みが増えることから、「くれよん食堂」のような居場所を増やす。</li> <li>保護者が就労している場合だけでなく、家事や家庭の事情により一時的に子どもを預けたい時にも、預かることができる機能を充実させる。</li> <li>子どもが具合が悪い場合も、預けることができる施設を増やす。</li> </ul>
学ぶ機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>習い事の施設がほしい。</li> <li>塾がほしい。</li> <li>運動クラブを増やしてほしい。</li> </ul>
教育（高校）の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校があると便利。</li> <li>高校がほしい。</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>車道を広くしてほしい。</li> </ul>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>車が無くても街中を自由に行き来できる交通手段・機関がほしい。</li> <li>LRTはあるが、交通が不便。</li> </ul>
レジャー施設・遊び場	<ul style="list-style-type: none"> <li>カラオケ、ゲームセンター等の施設があるといい。</li> <li>若者が集まることが出来る場所が少ない。</li> </ul>

## テーマ2 「芳賀町に必要なこと」について考える

意見の一覧	該当分野
<ul style="list-style-type: none"> <li>若者向けのPR（テレビ以外）</li> <li>新しく町民になった人と、昔からの町民の人との交流</li> </ul>	全体（まちづくり）
<ul style="list-style-type: none"> <li>探求データサイエンス</li> <li>選択科目の追加</li> <li>寺子屋活動（中・高生向け）</li> <li>テーブルマナー</li> </ul>	学ぶ機会
<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリを使った、町内を移動できるタクシー（子どもも利用できるように無料だといい）</li> <li>電動スクーター</li> </ul>	交通
・保育園児から学生まで一緒に預けられるような施設	子育て・保育
・子どもたちだけで過ごせる居場所	子育て・保育 レジャー施設・遊び場
・農業の継承	農業

【実施風景】



## (2) 芳賀中学校生徒

### 実施概要

項目	内容
開催日時	令和7年10月2日（木） 15：50～16：50
対象	芳賀中学校生徒会役員
参加人数	11名
ファシリテーター	子育て支援課職員
全体テーマ	住み続けたい町ってどんな町？芳賀町に必要なことは？
アイスブレイク (20分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども計画の説明、子どもの意見を聴取する背景の説明</li> <li>・自己紹介</li> <li>・町のことを5つの項目ごとに点数をつけてもらい、100点満点で点数をつける。（どのくらい好きか） →点数の理由や町の良いところ等について、発表してもらう</li> </ul>
テーマ1 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもや若者が住みたくなる・過ごしたくなる“まち”」はどういったものかを考える →書き出した内容で、「共通するキーワード」を考える</li> </ul>
テーマ2 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ1で書き出した内容やキーワードから「芳賀町に必要なこと」について考える。</li> <li>・町にお願いしたいこと、要望・提案などを書き出す。</li> </ul>
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ1、テーマ2でのワークを踏まえ、「芳賀町を住み続けたい町」にしていくために提案したいことをまとめる。</li> </ul>

## テーマ1 「こどもや若者が住みたくなる・過ごしたくなる“まち”」はどういったものかを考える

- ① 集まれる場所、地域のつながりがあるまち
- ② 飲食店があるまち
- ③ 安全で小さい子が遊べるまち
- ④ 若い人たちが集まれる場所があるまち
- ⑤ 景観がよく、安全なまち
- ⑥ 医療機関が充実しているまち

## テーマ2 「芳賀町に必要なこと」について考える

分野	意見
①集まれる場所、地域のつながりがあるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントごとを増やす。</li> <li>・商業施設、アミューズメント施設を誘致する。(イオン、ゲームセンター、ラウンドワン、ユニクロ、GUなど)</li> <li>・科学館を作る。</li> <li>・高齢者が集まれる場所を作る。</li> </ul>
②飲食店があるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェーン店を増やす。</li> <li>・モテナス周辺にカフェを作る。</li> </ul>
③安全で小さい子が遊べるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯を増やして、夜の暗い道を明るくする。</li> <li>・広くて遊具のある公園。</li> <li>・室内施設（アスレチック）を作る。</li> </ul>
④若い人たちが集まれる場所があるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェや流行り物を販売する施設の充実。</li> <li>・駄菓子屋を作る。</li> <li>・ショッピングモールを作る。</li> <li>・ゲームセンターを作る。</li> </ul>
⑤景観がよく、安全なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見晴らしの良いスポットを作る。</li> <li>・田んぼを活かした芳賀町のPR。</li> <li>・田んぼアートによるPR。</li> <li>・展望台を作る。</li> <li>・道路を整備する。</li> <li>・自転車用の道路を整備。</li> <li>・街路灯を増やす。</li> <li>・雑草を刈る。</li> <li>・荒れた土地を活用する。</li> </ul>
⑥医療機関が充実しているまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関を全体的に増やしてほしい。 (眼科、皮膚科、耳鼻科など)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モテナス周辺の商業の強化。</li> <li>・通過点から寄り道のまちへ。</li> <li>・LRTを広める。</li> <li>・LRTを観光名所に。</li> <li>・ご当地のフードメニューを作る。(ハンバーガーなど)</li> <li>・テレビ番組に取り上げてもらう。(新しいカギなど…)</li> <li>・インスタ映えスポットを作る。</li> </ul>

【実施風景】



### (3) ワークショップの総括

ワークショップに参加したこどもたちは、日常の生活や学校、地域活動の中で感じていることを率直に語り合い、自分たちのまちをより良くするための提案や改善点を積極的に発表してくれました。本節では、ワークショップで寄せられた主な意見を整理し、こどもたちの声として総括します。

また、こどもたちから芳賀町に対しての点数（評価）は、①行政（町の取組）、②産業（農業・商業・工業）、③文化・芸術・スポーツ、④交通機関、⑤観光・イベントの5項目について、各20点の合計100点で評価点を算出しました。結果は、ジュニアリーダースが平均76.6点、芳賀中学校生徒が平均70.7点でした。この評価点を更に加算していくことをを目指し、今回集まった意見を参考に、こどもたちが過ごしやすいまちづくりを推進します。

#### こどもたちが芳賀町に必要と考えた結果、多く意見が挙がったもの

- ・こどもや若者の遊び場、居場所づくり（商業施設なども含む）
- ・飲食店などのチェーン店
- ・高校や塾などの教育機関
- ・多様な医療機関
- ・道路の整備（街路灯含む）

#### 芳賀町のアピールポイント

- ・イベントごとが多い
- ・LRTが魅力
- ・工業団地に自動車関連企業を含めた多くの事業所があり、雇用が充実
- ・農業が盛ん

今回のワークショップでは、こどもたちが日頃感じている地域の良いところや改善してほしい点について、率直で具体的な意見が多く寄せられました。こどもたちは、私たちが想像する以上に、まちの姿や変化をよく見つめ、自分たちの暮らしやすさのために何が必要かを真剣に考えていました。

これらの意見は、今後のまちづくりや本計画の推進において、重要な視点となるものです。本町としても、こどもの声を大切に受け止め、施策の検討や環境づくりの参考として活かしていきます。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

**こどもまんなか社会を目指し**

**こども・若者と子育てを地域で支えあい**

**幸せを実現できるまち はが**

近年、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、こどもや若者、子育て家庭が直面する課題も多様化しています。こうした状況の中で、本町では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべてのこどもと若者が健やかに成長し、その個性や可能性をのびやかに発揮できる環境づくりを進めます。

また、地域全体で子育てを支え合い、負担や不安、孤立感を和らげられるよう、関係機関や地域団体と連携し、特に支援を必要とする家庭へのきめ細かな支援体制を強化します。こども・若者と家庭を取り巻く多様な声に耳を傾けながら、行政と町民が協働して、すべてのこども・若者と子育て家庭を温かく支える社会の実現を目指します。

本計画では、従来の「子ども子育て支援事業計画」の基本的な考え方を継承するとともに、「こどもまんなか社会を目指し こども・若者と子育てを地域で支えあい 幸せを実現できるまち はが」の理念を基に、誰もが安心して子育てできる地域づくりを長期的な視点で推進します。

## 2 計画の基本方針

こども・若者への支援は、ライフステージを通じた共通の取組と段階ごとの支援を組み合わせ、成長や環境の多様性に配慮しながら切れ目なく進めます。本計画では、「共通事項」と「ライフステージ別事項」を整理し、誰一人取り残さない施策を推進します。

### 基本方針1 ライフステージ共通の支援

こども・若者に対する支援は、特定の年齢で区切ることなく、一人ひとりが自分らしい社会生活を送ることができるよう、ライフステージを通して総合的に推進します。また、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、その権利を適切に擁護します。さらに、適切な医療・保健の提供を行うとともに、困難な問題を抱えるこども・若者への支援に積極的に取り組みます。

### 基本方針2 こどもの誕生前～幼児期の支援

子どもの誕生前から幼児期までは、将来のウェルビーイングの基礎を築き、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であり、社会全体にとっても次代を左右する重要な期間です。この時期にある子どもが、家庭や地域など多様な環境の中で育つことを踏まえ、その多様性を尊重しつつ、保護者の子育て支援とあわせて「子どもの育ち」の質を重視し、切れ目のない支援を提供することが求められます。愛着形成や情緒の安定、他者との信頼関係の構築を土台に、一人ひとりの子どもが自己肯定感を持ち、個性を尊重されながら成長できる環境を整える支援を行います。

### 基本方針3 学童期～思春期の支援

学童期は、心身が大きく変化するとともに、自己肯定感や社会性を育み、役割や責任を学ぶ重要な時期です。また、思春期は、自らの価値や役割を模索し、アイデンティティを形成する繊細な時期です。これらの発達段階にある子どもたちが、安心できる環境の中で多様な経験を積み、課題に主体的に取り組みながら自己肯定感を高め、将来の選択肢を自ら広げていけるよう、社会全体で支えていくことが重要です。

### 基本方針4 青年期～就業者への支援

青年期は、成人期への移行に向けて心理的・社会的に大きく発達し、進学や結婚などのライフイベントを通じて新たな環境に適応しながら、自らの価値観や生き方を確立していく重要な時期です。

自身の適性を理解し、進学や職業選択を主体的に行い、その決定が尊重されること、また将来の就業者として社会に円滑に移行できるよう支援していきます。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

こどもまんなか社会を目指し  
地域で支えあい  
幸せを実現できるまち  
はが

#### 基本方針と各施策

##### 基本方針1 ライフステージ共通の支援

- (1) こども・若者の権利擁護
- (2) こども・若者への切れ目のない保健・医療・福祉の提供
- (3) 困難な問題を抱えるこども・若者への支援
- (4) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実
- (5) こどもを支援する生活環境の整備
- (6) こどもの安全の確保

##### 基本方針2 こどもの誕生前～幼児期の支援

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) こどもと母親の健康の確保及び増進
- (3) 援助を要する家庭への支援
- (4) 保育サービスの充実

##### 基本方針3 学童期～思春期の支援

- (1) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (2) こどもの居場所づくり

##### 基本方針4 青年期～就業者への支援

- (1) 就職を望む若者への就労支援
- (2) 結婚を希望する方への支援
- (3) 仕事と子育ての両立の推進



# 第4章 施策の展開

## 基本方針1 ライフステージ共通の支援

### (1) こども・若者の権利擁護

こども・若者の人権を尊重するためには、こども・若者を保護の対象にとどめず、権利の主体として尊重することが求められています。そのため、権利や人権への理解を深める機会を充実させるとともに、こども・若者の声を計画等に反映できる仕組みを整え、尊重し合う社会の実現を目指します。

事業名	人権教室
担当課	住民課
事業概要	人権擁護委員と連携し、小中学校において「人権教室」を開催する。 啓発冊子の配付など「子どもの人権を守ろう」の啓発活動を実施する。
対象	町内小中学校児童・生徒
令和6年度実績	年2回（芳賀東小学校・芳賀中学校各1回）
事業計画	毎年度小学校1校1回、中学校1回の合計2回実施する。（小学校は交替で実施）

事業名	計画策定のための意見聴取
担当課	子育て支援課
事業概要	こども計画の策定に当たっては、こども施策の対象となるこども・若者の意見を政策に反映できる機会を設ける。 また、町の各種計画を策定する際には、こども・若者の声を聞く取組を推進していくため、関係部署に周知する。
対象	町民
令和6年度実績	—
事業計画	令和11年度に第2期計画を策定する際には、ワークショップ等により、こども・若者の意見を聴取り、計画への反映を図る。

## (2) こども・若者への切れ目のない保健・医療・福祉の提供

こども・若者が生涯にわたり、健やかに成長していくためには、ライフステージに応じた切れ目のない保健・医療・福祉の支援が必要です。こども家庭センターを中心に、妊娠期から思春期までの相談支援や健康教育を進め、誰もが必要な支援を適切に受けられる体制を整えていきます。

事業名	利用者支援事業 こども家庭センター
担当課	子育て支援課
事業概要	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 の規定及び母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。
対象	町内に居住する全てのこども及びその家庭並びに妊産婦
令和 6 年度実績	1 か所
事業計画	子育て支援課内において、芳賀町こども家庭センター設置要綱第 4 条に規定する業務を行い、切れ目のない一體的な支援を実施することとする。

事業名	思春期教室												
担当課	子育て支援課、小・中学校												
事業概要	町内小中学校の授業の一部として実施する。目的は、思春期にある男女の違いを学び、自分を好きになり、相手を尊重することの大切さに気づく。また、生命の大切さを基盤に、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、自身の健康管理や性の自己決定が出来るよう促す。これらにより、人生観やライフプランをイメージできる。												
対象	小学 6 年生、中学生												
令和 6 年度実績	思春期に望ましい生活習慣について理解できたと思う生徒の割合／中学 1 年：88.3% 生まれてきて良かったと思う生徒の割合／中学 3 年：92.0%												
事業計画	学校との連携を図り、各学年に応じた内容を検討し実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>令和 8 年度</th> <th>令和 9 年度</th> <th>令和 10 年度</th> <th>令和 11 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学 1 年：89%</td> <td>中学 1 年：89%</td> <td>中学 1 年：90%</td> <td>中学 1 年：90%</td> </tr> <tr> <td>中学 3 年：93%</td> <td>中学 3 年：93%</td> <td>中学 3 年：94%</td> <td>中学 3 年：94%</td> </tr> </tbody> </table>	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	中学 1 年：89%	中学 1 年：89%	中学 1 年：90%	中学 1 年：90%	中学 3 年：93%	中学 3 年：93%	中学 3 年：94%	中学 3 年：94%
令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度										
中学 1 年：89%	中学 1 年：89%	中学 1 年：90%	中学 1 年：90%										
中学 3 年：93%	中学 3 年：93%	中学 3 年：94%	中学 3 年：94%										

### (3) 困難な問題を抱えるこども・若者への支援

病気や経済的困難などにより支援が必要なこども・若者が、必要な医療や生活の保障を受けられる環境を整えることが求められています。特定疾病やひとり親家庭など、それぞれの状況に応じた支援を行い、健やかに成長し自立できるよう切れ目なく支援を進めていきます。

#### ① 疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

事業名	特定疾患者福祉手当
担当課	健康福祉課
事業概要	栃木県から「特定医療費（指定難病）受給者証」または「小児慢性特定疾病医療費受給者証」を交付されている人を対象に、特定疾患者福祉手当（年額：20,000円）を、町が助成する。
対象	県発行の特定医療費（指定難病）受給者証（小児慢性特定疾病医療受給者証含む）の交付を受けている人、またはその保護者
令和6年度実績	支給件数：110件
事業計画	特定疾患者福祉手当を支給し、経済的負担の軽減と療養環境の安定を図る。併せて、制度の周知を徹底し、申請手続きの支援や相談体制の強化を行うことで、支援を必要とする人が確実に制度を利用できるようにする。

#### ② こどもの貧困対策

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業
担当課	子育て支援課
事業概要	こども（0歳から18歳に達する年の年度末まで）がいるひとり親家庭（父親・母親のいずれか又は両親のいない家庭など）の親（又は養育者）と子に対し、保険診療が適応された医療費の自己負担分を町が助成する。（児童扶養手当と連動した所得制限あり）
対象	ひとり親家庭の親（又は養育者）と子
令和6年度実績	助成総額：2,683,258円
事業計画	助成制度について、子育てガイドブックでの周知の他、戸籍に係る手続や児童扶養手当手続時等の適切なタイミングで説明をする。

## 第4章 施策の展開

事業名	児童扶養手当
担当課	子育て支援課
事業概要	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する年の年度末まで（政令に定める程度の障害を有する場合は20歳未満））を養育しているひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として支給される手当。（所得制限あり）
対象	児童（18歳に達する年の年度末まで（場合により20歳未満））を養育しているひとり親家庭の父、母、又は養育者
令和6年度実績	認定件数 7件（※認定者は栃木県）
事業計画	受給に関する手続を円滑に行うとともに、職業訓練の案内や学費の貸付などについて、関係機関につないでいく。

事業名	就学援助事業
担当課	学校教育課
事業概要	経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を交付するもの。
対象	小学1年生～中学3年生の保護者
令和6年度実績	小学校43名、中学校25名
事業計画	令和8～11年度 繼続

## （4）児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実

児童虐待やヤングケアラーの問題は、家庭が孤立し支援が届きにくい状況で深刻化しやすい傾向にあります。子どもの権利と安全を守るために、見守りや相談支援を通じて早期発見と負担軽減を図るとともに、関係機関が連携しながら切れ目のない支援体制を進めています。

事業名	要保護児童等見守り配食事業
担当課	子育て支援課
事業概要	町が見守りの必要があると認めた児童に対し、民間団体等が食事の配達を通して居宅を訪問することにより、状況の把握及び見守りの強化を図る。
対象	要保護児童、要支援児童等
令和6年度実績	16回 延べ442人
事業計画	関係機関との連携により、対象者の状況把握や新規対象者の早期発見に努め、必要な対象者に対しては、信頼関係の構築ができるよう継続して支援を続けるため、引き続き、芳賀町社会福祉協議会に委託し実施する。

事業名	要保護児童対策事業
担当課	子育て支援課
事業概要	虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童、要支援児童及びその保護者、支援の必要な妊婦の早期発見・適切な保護・支援を図る。協議会を設置し、地域の関係機関が情報共有、支援内容検討、支援体制について協議する。協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の3層からなる。
対象	要保護児童及び要支援児童とその保護者支援の必要な妊婦
令和6年度実績	43件
事業計画	適切な支援ができるように、関係者の連携を強化し、タイムリーな会議の開催及び対応に努める。

事業名	ヤングケアラー相談支援
担当課	子育て支援課、健康福祉課
事業概要	ヤングケアラーの実態把握に務め、周囲に相談できない子ども等に相談支援を実施する。
対象	18歳未満の子ども
令和6年度実績	—
事業計画	把握した情報から相談、支援を行うほか、栃木県のヤングケアラーLINE相談窓口の周知等を行っていく。

## (5) こどもを支援する生活環境の整備

こどもが安心して暮らし、自由に遊び、健やかに成長できる環境を整えることは、地域全体で取り組むべき重要な課題です。

町内のかどもたちからの意見（ワークショップ-P24 参照）でも、道路整備や、安心して過ごせる遊びの場などについては多く意見が挙がっていました。

安全な道路交通環境の整備や、公園・遊び場の充実を進めることで、こどもが主体的に活動し、のびのびと過ごせる生活環境の実現を図ります。

### ① 安全な道路交通環境の整備

事業名	歩道整備事業
担当課	建設課
事業概要	歩道を設置し、歩行者・自転車の安全な通行を確保する。
対象	町民
令和6年度実績	継続
事業計画	「通学路合同点検」及び「交通安全対策連絡協議会」等で挙げられた箇所などで歩道設置の必要性を検討していく。

### ② 安心して遊び、生活することができる環境の整備

事業名	公園整備事業
担当課	都市計画課、環境課、建設課、農政課、生涯学習課
事業概要	利用者が有効活用できるよう、施設の改修・設備の充実を図る。
対象	未就学児・児童・生徒
令和6年度実績	継続
事業計画	かしの森公園については、令和7年度から桜並木の再生事業に着手する。また、官民連携により再整備方針を作成し、順次、再整備工事に着手する。 けやき台公園については、令和9年度人工芝整備を検討しており、更なる利用施設の設備充実を計画していく。 日常の維持管理（清掃等）は環境課で実施。

事業名	全天候型遊び場整備事業
担当課	子育て支援課、商工観光課、都市計画課
事業概要	利用者が季節や天候に左右されず、自由に遊ぶことができる全天候型の遊び場の整備を図る。
対象	未就学児・児童・生徒
令和6年度実績	—
事業計画	町内における現状や利用ニーズ等を踏まえ、今後の整備について検討していく。

## (6) こどもの安全の確保

子どもが安全に過ごせる環境を整えることは、家庭や地域の支援とともに欠かせない取組といえます。交通安全教室や通学路の点検、防犯設備の整備、スクールガードリーダーの配置など、教育・啓発と地域連携を通じて、子どもの安全確保を推進していきます。

### ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	交通安全教室				
担当課	総務課				
事業概要	1 年齢に応じた交通安全教室を行い、子どもに対して交通安全意識の普及・啓発を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づける。 2 スケアードストレイト方式により、交通事故の恐怖を伝える。				
対象	1 園児・小学生・中学生 2 小学生・中学生				
令和6年度実績	1 22回 2 0件（3年に1回の実施。）				
事業計画	1	令和8年度 継続	令和9年度 継続	令和10年度 継続	令和11年度 継続
	2	令和10年度 1回			

事業名	通学路安全合同点検			
担当課	学校教育課（芳賀町通学路安全推進協議会）			
事業概要	教育委員会、学校、警察、道路管理者をメンバーとする推進協議会において通学路の危険箇所の抽出、実地点検、対策の検討、円滑な対策実施を図る。			
対象	児童・生徒			
令和6年度実績	1回			
事業計画	令和8年度 1回	令和9年度 1回	令和10年度 1回	令和11年度 1回

## 第4章 施策の展開

### ② こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進及び環境の整備

事業名	防犯安全対策事業			
担当課	総務課、学校教育課、生涯学習課			
事業概要	防犯灯及び防犯カメラの設置、防犯診断、青色防犯パトロール、街頭活動（青少年健全育成事業の一環）の実施により犯罪の予防と抑止を図る。			
対象	町民			
令和6年度実績	防犯灯 1,866 基 防犯カメラ 26 基 防犯診断 1 回 青色防犯パトロール（町内小中学校計）106 回 街頭活動 1 回			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続	継続	継続	継続

事業名	スクールガードリーダー配置事業			
担当課	学校教育課			
事業概要	登下校時の児童・生徒の安全確保を図るために、スクールガードリーダーを配置し、通学路上でこどもたちを見守る。			
対象	児童・生徒			
令和6年度実績	リーダー3人			
事業計画	令和8～11年度 リーダー3名継続配置			

## 基本方針2 こどもの誕生前～幼児期の支援

### (1) 地域における子育て支援の充実

地域で子育てをする親子が安心して生活できる環境を整えることは、こどもの誕生前から乳幼児期にかけての健やかな成長の基盤となります。居場所づくりや相談支援、子育て情報の提供、経済的支援などを通じて、地域全体で親子を支える体制の充実を図ります。

#### ① 親子の居場所づくりの充実

事業名	地域子育て支援センター事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	親子への居場所の提供と交流促進、相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て講座の開催、子育てサークルの支援を行う。			
対象	子育て世代親子			
令和6年度実績	年間延べ利用人数 4,697人			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	年間延べ 利用人数	年間延べ 利用人数	年間延べ 利用人数	年間延べ 利用人数
	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人

事業名	地域子育てひろば事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	親子が気軽に集い、交流することのできる場の提供と、相談、援助、地域の子育て関連情報の提供を行う。			
対象	子育て世代親子			
令和6年度実績	年間延べ利用人数 4,079人			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	年間延べ 利用人数	年間延べ 利用人数	年間延べ 利用人数	年間延べ 利用人数
	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人

## ② 情報提供体制の充実

事業名	子育てガイドブックの発行			
担当課	子育て支援課			
事業概要	各関係機関の子育て関連情報を集約したガイドブックを編集し、発行する。			
対象	子育て世代			
令和6年度実績	—			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	芳賀町子育て ガイドブック 改訂版発行 2,000部	—	芳賀町子育て ガイドブック 改訂版発行 2,000部

## ③ 経済的支援の充実

事業名	出産祝金			
担当課	子育て支援課			
事業概要	次代の社会を担うこどもの出生を祝うとともに健やかな成長を願い、出産祝金を支給する。			
対象	出生児の父母（住所要件等あり）			
令和6年度実績	支給件数 86件			
事業計画	妊娠・出生届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	90人	90人	90人	90人

事業名	チャイルドシート購入費助成			
担当課	子育て支援課			
事業概要	子育て世代の負担の軽減を図り、かつ、乳幼児の交通事故による被害を軽減するために、チャイルドシートを購入する者に対し、補助金を交付する。			
対象	6歳未満の乳幼児の保護者（住所要件等あり）			
令和6年度実績	助成件数 59件			
事業計画	妊娠・出生届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	60件	60件	60件	60件

## (2) こどもと母親の健康の確保及び増進

こどもと母親が健康で安全に暮らせることは、健やかな成長と家庭の安定に欠かせません。乳幼児健診や予防接種、生活習慣病予防、聴覚検査の助成などの支援に加え、母親への相談や保健指導、子育て情報提供を通じて、子どもの出生前後からの成長に合わせて、切れ目のない健康支援を推進します。

### ① こどもの健康支援

事業名	乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問			
担当課	子育て支援課			
事業概要	異常・疾病などの発生予防及び早期発見に努め、母子の健康管理を図る。また、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談や子育て支援に関する情報提供を行う。			
対象	4か月までの乳児とその保護者			
令和6年度実績	生後1か月までの実施率 75.8%			
事業計画	助産師・保健師が訪問。里帰り出産の場合は、訪問依頼をする。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%

事業名	予防接種事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	ワクチンを接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）をつくり、感染症の予防をする。			
対象	2か月から19歳の各種予防接種の対象年齢児			
令和6年度実績	MR 1期接種率 80.9%			
事業計画	出生届、乳幼児健診、個別通知等で接種勧奨を行う。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	82.0%	82.0%	84.0%	84.0%

#### 第4章 施策の展開

事業名	乳幼児健康診査				
担当課	子育て支援課				
事業概要	乳幼児の発育・発達状況の確認と診察を行い、適切な保健指導、栄養指導、育児相談を実施し、子育ての支援をする。				
対象	4カ月・10カ月・1歳6カ月・2歳6カ月・3歳の乳幼児とその保護者				
令和6年度実績	① 1歳6か月児健康診査受診率／99.0% ② 3歳児健康診査受診率／100%				
事業計画	受診率の向上を図る。また未受診者の受診勧奨をしていく。				
	①	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	②	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	6か月相談・離乳食教室				
担当課	子育て支援課				
事業概要	子どもの健やかな成長と正しい食習慣形成のために、離乳食についての正しい知識の提供及び成長段階に応じた離乳食の実演をとおして、幼児食へとスムーズに移行できるようにする。				
対象	6カ月の乳児とその保護者				
令和6年度実績	参加率 100%				
事業計画	個別通知を送り、参加率の向上を図る。				
	①	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	5歳児健康診査				
担当課	子育て支援課				
事業概要	5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。				
対象	5歳児と保護者				
令和6年度実績	-				
事業計画	個別通知を送り、参加率の向上を図る。				
	②	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	小児生活習慣病予防検診・事後指導
担当課	学校教育課、小・中学校、子育て支援課
事業概要	健診をとおして小児期から自分の身体に关心を持ち、良い生活習慣を身に付けることで、生活習慣病を予防する。また、健診の事後指導として食事・運動・生活全般の指導を行う。
対象	検診 小学5年 中学2年 事後指導 検診で要指導となった児童・生徒とその保護者
令和6年度実績	肥満者の割合 小学5年 男子：14.0% 女子：8.8% 中学2年 中学生男子：6.1% 中学生女子：7.3%
事業計画	令和8～11年度 肥満の改善を図る

事業名	新生児聴覚検査費用一部助成			
担当課	子育て支援課			
事業概要	新生児聴覚検査に要する費用を一部助成することにより、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を図る。			
対象	新生児			
令和6年度実績	受診率 100.0%			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	こども医療費助成事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	こども（0歳から18歳に達する年の年度末まで）の保護者に対し、こどもが受けた、保険診療が適用された医療費の自己負担分を町が助成する。令和5年4月から県内の医療機関を受診した際、窓口での支払いが不要となる現物給付の年齢を中学生から高校生相当年齢まで拡大した。			
対象	0歳～18歳に達する年の年度末までのこども			
令和6年度実績	助成総額：87,648,578円			
事業計画	出生時に制度について個別説明する。また、限られた財源を有効に活用できるよう、医療費助成を抑える取組としてジェネリック医薬品の活用等についても周知していく。			

## ② 母親の健康支援

事業名	妊婦健康診査事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	妊婦が適切に健診を受け、健やかに出産できるように、妊婦健康診査受診票を14回分交付し、健診費用を助成する。また妊婦経過、合併症などについて把握し、医師の指示のもとに保健指導を実施する。			
対象	妊婦			
令和6年度実績	受診票利用率 92.2%			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	92.5%	92.5%	93.0%	93.0%

事業名	妊婦等包括相談支援事業 産前・産後サポート事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	妊娠後期(妊娠28週以降)の妊婦と産後2週間程度の産婦全数に電話又は訪問などで母子の健康状態等の確認及び助言指導等を実施する。必要に応じて、沐浴指導など新生児の育児指導を行う。パパママ学級の実施や産後間もない時期から育児不安に寄り添えるよう相談支援を行うすぐそく赤ちゃん相談事業を実施する。			
対象	妊産婦			
令和6年度実績	妊娠後期面接実施率 95.3%			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	妊産婦医療費助成事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	妊婦の届出をした月の初日から、出産した月の翌月末日までの期間、妊娠の届出をした人が受けた病気やけがなどの診療のうち、保険診療が適用された医療費の自己負担分を町が助成する。また、届出をした月以前の診療が、その妊娠によるものと認められる場合も助成する。			
対象	妊産婦			
令和6年度実績	助成総額：2,593,107円			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			

事業名	ベビーマッサージ事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	ベビーマッサージの効果と方法を学ぶ。助産師による育児相談と参加者同士の情報交換により、育児不安やストレス解消を図る。			
対象	3～7か月の乳児とその保護者			
令和6年度実績	参加者数 92組			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	93組	93組	94組	94組

事業名	不妊治療費助成事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	医療保険適用外の不妊治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成する。			
対象	不妊治療を受けている夫婦（住所要件等あり）			
令和6年度実績	助成延件数 14件			
事業計画	広報紙、ホームページなどにより、助成制度の周知をはかり、不妊に悩む夫婦が、タイムリーにこの制度が利用できるようにする。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	延べ 15 件	延べ 15 件	延べ 15 件	延べ 15 件

事業名	母子手帳交付時保健指導・妊婦健康相談			
担当課	子育て支援課			
事業概要	母子手帳交付時及び保健センターの健康相談において、妊娠期に必要な保健指導や妊婦の不安軽減のため悩みの傾聴や必要な助言を行う。			
対象	妊婦			
令和6年度実績	妊娠・出産について満足している者の割合 93.4%			
事業計画	母子手帳交付時は全数保健師等専門職が面接を実施し、妊婦に必要な保健指導や相談を行う。(特に、喫煙・飲酒・食生活に関して)			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	93.0%	93.0%	94.0%	94.0%

## 第4章 施策の展開

事業名	産婦健康診査事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1ヶ月など出産後まもない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。			
対象	産婦			
令和6年度実績	受診率 100.0%			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	産後ケア事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	産院等において、助産師等の専門職が中心となって母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を向上できるよう宿泊・デイサービス・訪問により支援を実施する。			
対象	1歳未満の乳児とその母親（体調不良や育児不安、親族に支援者がいない家庭等）			
令和6年度実績	対象者 21人 実施率 100%			
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	養育支援訪問事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	医療機関等から情報提供のあった、養育支援を行うことが特に必要な児童や妊婦に対し、保健師等が相談・指導・助言その他必要な支援を行う。			
対象	医療機関において早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した家庭、または出産後の養育について出産前に養育支援を行うことが特に執拗と判断した妊婦			
令和6年度実績	養育支援訪問件数 延べ11件			
事業計画	関係機関と連携を取りながら、必要な支援を行っていく。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	延べ15件	延べ15件	延べ15件	延べ15件

事業名	子育て世帯訪問支援事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	必要な家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣し、①家事支援②育児・養育支援③子育て等に関する不安や悩みの傾聴・相談・助言④母子保健・子育て支援の事業に関する情報提供⑤養育環境等の把握など家庭の事情にあわせ包括的に実施します。			
対象	養育支援家庭			
令和6年度実績	養育支援訪問件数 延べ8件			
事業計画	関係機関と連携を取りながら、必要な支援を行っていく。 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 延べ10件 延べ10件 延べ10件 延べ10件			

### (3) 援助を要する家庭への支援

経済的困難や発達の課題を抱える家庭に対しては、子どもと保護者双方への支援が必要です。医療費助成や児童扶養手当による経済的支援に加え、個別訓練や親子教室、親子関係形成支援などを通じて、親子関係の安定と子どもの健やかな発達、自立に向けた環境の充実を図ります。

#### ① ひとり親家庭などの自立支援の推進

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	再掲 P37 基本方針1-(3)-②			

事業名	児童扶養手当			
担当課	子育て支援課			
事業概要	再掲 P38 基本方針1-(3)-②			

## ② 発達に心配のあるこどもへの支援

事業名	わくわく教室			
担当課	子育て支援課			
事業概要	発達に心配のある幼児への個別訓練・指導及び保護者への支援を行う。			
対象	乳幼児健診や保護者からの相談により対象となる幼児とその保護者			
令和6年度実績	参加実人数 41人			
事業計画	個別指導により、子どもの本来持つ発達の基礎となる成長を促すとともに、保護者の児への適切な関わりを促す。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40人	40人	40人	40人

事業名	親子教室（あひるクラブ）			
担当課	子育て支援課			
事業概要	関わり不足や育児不安のある親子に対し、小集団による友人づくりや相談機会を提供し、より良い親子関係の構築を図るとともに子どもの健全な育成を支援する。			
対象	乳幼児健診や相談の結果などから小集団の育児支援教室が必要となった親子			
令和6年度実績	開催回数 月2～3回			
事業計画	子育て支援センターと連携しながらすすめていく。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	月3回	月3回	月3回	月3回

事業名	親子関係形成支援事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みを抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士の情報交換の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。			
対象	保護者			
令和6年度実績	一			
事業計画	当分の間は、県の実施事業を利用する。			

## (4) 保育サービスの充実

多様な保育・教育ニーズに応じ、こども一人ひとりが安心して学び、過ごせる環境を整えることは、健やかな成長と家庭の安心につながります。延長保育や一時預かり、障がい児・病児保育、夜間保育などの柔軟なサービス提供と、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設整備を通じて、保護者の子育て支援を推進します。

### ① 多様な保育サービスの充実

事業名	待機児童を出さない取組			
担当課	子育て支援課			
事業概要	待機児童を出さないよう、保育所の定員数の弾力化などによる入園児の増加を図る。			
対象	保育を必要とする未就学児			
令和6年度実績	利用定員 465 名			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	利用定員 470 名 (待機児童数 0 人)	利用定員 470 名 (待機児童数 0 人)	利用定員 470 名 (待機児童数 0 人)	利用定員 470 名 (待機児童数 0 人)

事業名	延長保育事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間（8：30～17：00）を超えた保育を行う。利用者の要望に応じて、最長 7：00～19：00 の延長保育を実施する。			
対象	保育を必要とする未就学児			
令和6年度実績	5 園で実施			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%

事業名	一時的保育・特定保育事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	専業主婦の育児疲れの解消または、保護者が週3日以下のパート労働や定期的な看護や介護のため児童を保育できない場合、祖母井保育園・みずはし保育園において一時的な保育を行い、家庭を中心とした子育て支援を行う。			
対象	保育を必要とする未就学児			
令和6年度実績	2 園で実施			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2 園で実施	2 園で実施	2 園で実施	2 園で実施

## 第4章 施策の展開

事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			
担当課	子育て支援課			
事業概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援制度。			
対象	0才6か月～満3歳未満の未就園児			
令和6年度実績	実施なし			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1園で実施	1園で実施	1園で実施	1園で実施

事業名	障がい児保育事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	障がい児をもつ保護者の子育てを支援するため、心身に軽度の障がいを有し、保育所において集団生活が可能な児童の保育を行う。			
対象	保育を必要とする障害児			
令和6年度実績	5園で実施			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5園で実施	5園で実施	5園で実施	5園で実施

事業名	ファミリー・サポート・センター事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	提供会員養成講習会修了者が中心となり、園の送迎、帰宅後の保育、一時預かりなどを行う。			
対象	子育て世代			
令和6年度実績	49人			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100人	100人	100人	100人

事業名	病児・病後児保育事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	通常どおり保育施設を利用できない病気又は病気回復期の子どもを、適切な処遇が確保される保育施設において一時的に保育を実施する。病児保育については、平成27年度から広域で実施している。			
対象	病気又は回復期の児童			
令和6年度実績	3施設で実施（病児の1施設は広域連携施設）			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	4施設で実施	4施設で実施	4施設で実施	4施設で実施

事業名	夜間保育事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	夜間に保護者が就労等の事情により、家庭において子どもの保育が困難な場合、保護者に代わって保育を行う。			
対象	夜間に保育を必要とする未就学児			
令和6年度実績	実施なし			
事業計画	町内における現状や体制整備の状況を踏まえて、事業の実施を検討。			

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）			
担当課	子育て支援課			
事業概要	保護者が病気、出産、家族の看護、事故、災害などの理由により一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に保護を適切に行うことができる施設や里親宅で家庭に代わり一定期間、養育、保護その他の支援を行う。			
対象	子ども及び当該保護者			
令和6年度実績	9名			
事業計画	児童養護施設や里親と受入に係る契約を締結し、申込みがあったときは、子ども及び保護者の状況、実施施設等の受入状況等を確認の上、利用の可否を決定を行っていく。			

## 第4章 施策の展開

事業名	家庭的保育事業
担当課	子育て支援課
事業概要	認可を受けた保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の保育で、少人数、異年齢のこどもたちを対象にきめ細かな対応の保育を行う。
対象	0～2歳児
令和6年度実績	実施なし
事業計画	町内における現状や体制整備の状況を踏まえて、事業の実施を検討。

### ② 幼児教育の充実

事業名	英語活動			
担当課	学校教育課			
事業概要	英語の音楽やゲームなどをとおして外国文化に親しむ。			
対象	園児			
令和6年度実績	保育園・認定こども園で実施			
事業計画	令和8年度 継続	令和9年度 継続	令和10年度 継続	令和11年度 継続

### ③ 教育・保育施設の整備

事業名	教育・保育施設整備事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきた。子ども・子育て新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及も視野に入れ、町の実情に応じて図っていく。			
対象	—			
令和6年度実績	—			
事業計画	児童数の推移や保育利用ニーズ、既存施設の状況等を踏まえ、今後の整備について検討していく。			

## 基本方針3 学童期～思春期の支援

### (1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学童期から思春期にかけては、学力や体力、社会性など、高校進学以降の学びや自立につながる基盤を育む重要な時期です。子どもたちからの意見（ワークショップ-P24 参照）では、「町内に高校がないため、進路選択に不安がある」といった声も挙がりました。こうした環境の中でも、子どもたちが自信をもって次のステージに進めるよう、日々の学びや体験を支えることが求められています。

個別の学習支援や教育相談、思春期保健教育、家庭・地域の教育力向上に加え、自然・文化・芸術など多様な体験を通じて、心身の健やかな成長と豊かな人間性の育成を図ります。

#### ① 魅力ある学校の推進

事業名	学習指導助手配置事業			
担当課	学校教育課			
事業概要	児童・生徒一人ひとりの学習の状況と個に応じた基礎的・基本的な内容の定着を図り、学力を向上させるため学習指導助手を配置する。			
対象	児童・生徒			
令和6年度実績	12人			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	12人	12人	12人	12人

事業名	学力向上推進事業			
担当課	学校教育課			
事業概要	観点別到達度学力テストを行い、児童・生徒一人ひとりの学力の実態や課題を把握する。			
対象	小学1～6年生、中学1年生			
令和6年度実績	継続			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続	継続	継続	継続

## 第4章 施策の展開

事業名	体力向上推進事業			
担当課	学校教育課			
事業概要	新体力テスト、全国体力・運動能力・運動習慣等調査、幼児の運動能力測定の実施・分析から課題を見出し、各学校・園で改善に取り組む。コオーディネーショントレーニング・ブレインジム、研修会等を通して、体力つくり、運動遊び等の指導を受ける。			
対象	幼稚園児・保育園児・小学生・中学生・教職員			
令和6年度実績	継続			
事業計画	令和8年度 継続	令和9年度 継続	令和10年度 継続	令和11年度 継続

事業名	外国人英語講師・英語指導講師配置事業			
担当課	学校教育課			
事業概要	外国人英語講師・英語指導講師を配置し、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的なコミュニケーション態度の育成を図る。			
対象	児童・生徒			
令和6年度実績	ALT 4人、JTE 1人			
事業計画	令和8年度 ALT 4人 JTE 1人	令和9年度 ALT 4人 JTE 1人	令和10年度 ALT 4人 JTE 1人	令和11年度 ALT 4人 JTE 1人

事業名	教育相談員配置事業			
担当課	学校教育課			
事業概要	教育支援センター及び中学校の校内支援センターに教育相談員を置き、主に不登校の悩みを抱えている児童生徒の居場所づくりを行う。また児童生徒・保護者・教職員の相談に応じ、支援体制の充実を図る。			
対象	小学1年生～中学3年生・保護者・教職員			
令和6年度実績	教育相談員 2人			
事業計画	令和8年度 3人	令和9年度 3人	令和10年度 3人	令和11年度 3人

事業名	巡回相談事業			
担当課	学校教育課（こども支援委員会）			
事業概要	特別な支援を要する子どものより良い発達のために、症状の発見後、状況に応じた支援を行う。臨床心理士、専門教諭が学校、保育所、幼稚園などを訪問し、児童と保護者に対する継続的な相談、指導を行うとともに、就学先の決定にもつなげていく。			
対象	未就学児・小中学生・保護者			
令和6年度実績	年間 96 回			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100回	100回	100回	100回

## ② 思春期保健対策の充実

事業名	思春期教室			
担当課	子育て支援課、小・中学校			
事業概要	再掲 P36 基本方針 1 - (2)			

## ③ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	家庭教育学級			
担当課	生涯学習課			
事業概要	家庭教育の重要性や親の役割など、子育てに関する学習機会を提供し、家庭における教育力の向上を図る。			
対象	学級生（保護者）			
令和6年度実績	小・中学校、保育園・認定こども園にてそれぞれに活動を実施。			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続	継続	継続	継続

#### ④ 多様な体験機会の充実

事業名	生涯学習各種事業			
担当課	生涯学習課			
事業概要	こどもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性をはぐくんでいくため、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、こどもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供する。			
対象	こども、保護者			
令和6年度実績	分館事業、ジュニアリーダースクラブ、冒険あそび場 他			
事業計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続	継続	継続	継続

## (2) 子どもの居場所づくり

子どもが安心して過ごせる居場所は、心身の健やかな成長や自己肯定感の育成に欠かせません。町内のかどもたちからの意見（ワークショップ-P24 参照）でも、こども自身の居場所の充実を求める意見が、多く挙がっていました。

家庭や学校以外の安全な環境で食事や交流、学習の機会を提供するとともに、地域の協力者やボランティアの参画を促し、子育てしやすい地域づくりを推進します。

事業名	子どもの居場所づくり事業
担当課	子育て支援課
事業概要	こどもやその保護者が家庭及び学校以外の第3の居場所で、家庭的な食事や温かな団らんを提供することにより、親子の孤立感軽減や休息の場所となり、子育てしやすい地域づくりに繋がることを目的としている。また、地域の協力者が主体的に活動できるよう支援し、地域内における社会参画の機会を創出することで、地域の活性化に寄与することも併せて目的とする。親子やボランティアと一緒に食事をしたり、季節の行事や昔遊びをする等、なごやかに過ごしている。
対象	18歳以下のこどもとその親
令和6年度実績	22回 延べ467人参加
事業計画	主体性をもってボランティアが企画実施をしていくよう、ニーズによる定員を検討しながら、引き続き、芳賀町社会福祉協議会に委託し実施する。

事業名	児童育成支援拠点事業
担当課	子育て支援課
事業概要	こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的に居場所ひよりで支援を実施する。
対象	3歳から18歳までのこどもとその保護者（要保護児童対策地域協議会で管理している家庭等）
令和6年度実績	延べ2,553人
事業計画	令和6年度実績は、B&G財団からの助成を受けた「子ども第三の居場所」としての実績。令和7年度から、児童育成支援拠点事業として、定員をおおよそ20人として実施していく。

## 第4章 施策の展開

事業名	放課後児童健全育成（学童保育）事業			
担当課	子育て支援課			
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。			
対象	保育を必要とする小学生			
令和6年度実績	定員 285 名			
事業計画	学童保育利用者数が増加している現状を踏まえ、専用施設がない芳賀北小学校区に専用施設を整備し支援の充実を図る。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	310名	310名	330名	330名

事業名	放課後こども教室			
担当課	生涯学習課、学校教育課、子育て支援課			
事業概要	<p>地域住民等の協力を得て、学校の敷地や施設を活用し、こどもたちが安全に過ごせる居場所を確保するとともに、学習の遅れの補完や、多様な体験を通じた自己肯定感・社会性の育成を目指す。</p> <p>また、国の放課後児童対策パッケージ2025に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施について検討する。</p> <p>さらに、庁内関係部局が連携し、一体的な運営を実施できる体制づくりを行い、放課後児童対策パッケージ2025について推進を図る。</p>			
対象	こども			
令和6年度実績	実施無し			
事業計画	放課後児童対策の推進と町内における現状や体制整備の状況を踏まえて、事業の実施を検討。			

## 基本方針4 青年期～就業者への支援

### (1) 就職を望む若者への就労支援

就職を希望する若者が、適切な就職の機会に結びつくことは、将来の自立と地域経済の活性化に不可欠です。合同就職面接会や企業説明会を通じて、若者と企業の出会いの場を提供し、正規雇用や職業選択の支援を行います。

事業名	4町合同就職面接&企業説明会
担当課	商工観光課
事業概要	正規雇用化に向けた就職促進を図るため益子町、茂木町、市貝町と合同で就職面接会、企業説明会を開催する。
対象	芳賀町、益子町、茂木町、市貝町に就職を希望する人（学生含む）
令和6年度実績	参加企業数 28社 参加者数 45人
事業計画	年1回開催

### (2) 結婚を希望する方への支援

結婚を希望する人への支援は、将来の安定した家庭形成や子どもを育む環境づくりに直結します。男女の出会いの機会の促進や、婚活支援を通じて子どもを育てやすい社会づくりに貢献します。

事業名	とちぎ結婚支援センター登録料助成
担当課	企画課
事業概要	とちぎ結婚支援センターの登録料 10,000円の助成
対象	結婚後も継続して芳賀町に居住する町民。（年齢、性別は不問）
令和6年度実績	5,000円×2件（令和6年度までは5,000円／1件）
事業計画	適切な支援ができるように、HPをはじめ事業の周知に努める。 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 3件 3件 3件 3件

### (3) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を推進することは、家庭での子どもの健やかな成長と安心できる生活環境の確保につながります。男女共同参画の理解促進や柔軟な働き方の推進を通じ、家庭・仕事・地域活動が両立しやすい社会づくりを目指します。

#### ① 男女共同参画の理解促進

事業名	男女共同参画についての広報・啓発活動の推進
担当課	生涯学習課
事業概要	各種媒体を用いて男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女共同参画に関する制度や情報を収集し、提供していく。
対象	町民
令和6年度実績	町広報紙・芳賀チャンネル等で情報提供、男女共同参画週間（6/23～6/29）啓発活動、芳賀町女性団体連絡協議会が広報誌の発行とジェンダー川柳コンクール、かがやく町民のつどい（講演会）を実施。とも家事の日（11月22日）に啓発活動のため町民会館においてポスター等掲示。第4期芳賀町男女共同参画計画策定のためのパブリックコメント（3月）を実施。
事業計画	町広報紙・芳賀チャンネル等で情報提供、男女共同参画の啓発活動、芳賀町女性団体連絡協議会が広報誌の発行とジェンダー川柳コンクール、かがやく町民のつどい（講演会）を実施。

事業名	家庭生活における男女共同参画の推進
担当課	生涯学習課
事業概要	男女がともに家庭生活に携われるよう、講座や家庭教育学級を通じた啓発活動を推進する。
対象	町民
令和6年度実績	・認定こども園、保育園、小中学校による家庭教育学級実施 ・とも家事の日（11月22日）に啓発活動のため町民会館においてポスター等掲示。
事業計画	家庭教育学級の手引きを作成し、家庭教育学級の運営を推進。町広報紙・芳賀チャンネル等で情報提供、男女共同参画の啓発活動。

## ② ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	介護支援対策の推進
担当課	健康福祉課
事業概要	介護が必要な人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの提供と制度の周知に努めるとともに、介護を行う家族への支援を行う。
対象	町民
令和6年度実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス利用者数：725人（月あたり平均）</li> <li>・オレンジカフェ（介護者の会）：年12回</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス利用者数</li> <li>・各種会議で介護保険サービスについて説明</li> <li>・介護者の会を毎月1回（年12回）開催</li> </ul>

事業名	家庭と仕事・地域活動との両立しやすい環境づくり
担当課	総務課
事業概要	あらゆる職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりが重要であることから、行政が率先してその姿勢を示すことで、町全体のワーク・ライフ・バランス推進の気運を高める。
対象	町民・事業主・町職員
令和6年度実績	町職員の定時退庁の促進、町男性職員の育児休業取得推進、子育て支援行動計画の改定、子育て支援行動計画の策定による子育て支援制度の周知
事業計画	令和11年度 子育て支援行動計画の改定



# 第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制、確保の方策

## 1 教育・保育提供区域

### (1) 教育・保育認定

教育・保育の認定区分は、1号認定は3歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2号・3号認定は、就労などの理由で、家庭内保育ができない、保育所や認定こども園（保育部分）の利用者となり、利用先が区分されます。

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育所、認定こども園
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育

### (2) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や、人口、交通事情その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務づけられています。

利用者の視点に立ち、本町の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、第2期計画と同様に本町全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等を計画に位置付けることとします。

## 2 量の見込みについて

### (1) 量の見込み

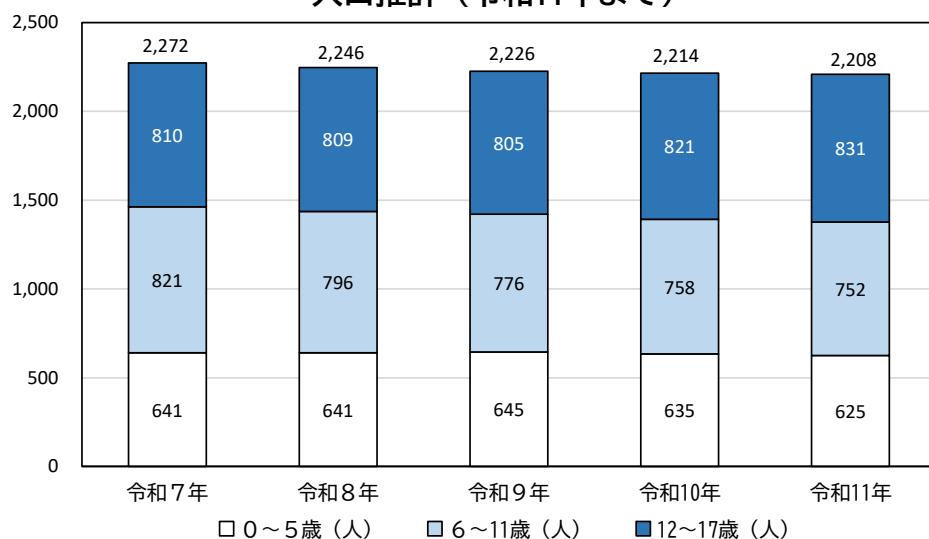
量の見込み（ニーズ量）は、アンケート調査の回答結果を基礎データとし、国から示されている「子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づくことや、過去の実績を勘案して算出しています。

### (2) 将来児童数推計

本町における18歳未満の将来の児童数は、令和11年には2,208人と見込まれ、ながらに減少傾向で推移すると予想されます。

※ 令和7年の推計値は、令和6年度に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定した際の参考値です。

人口推計（令和11年まで）



(単位：人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	93	90	90	88	88
1歳	90	104	101	101	99
2歳	115	96	110	108	108
3歳	122	119	99	114	112
4歳	107	123	120	101	116
5歳	114	109	125	123	102
6歳	132	117	112	128	125
7歳	132	132	117	112	129
8歳	132	134	133	118	113
9歳	148	133	134	134	118
10歳	133	147	133	134	134
11歳	144	133	147	132	133
12歳	128	144	133	146	132
13歳	155	128	144	133	147
14歳	124	155	127	144	133
15歳	129	123	153	126	143
16歳	132	127	121	151	125
17歳	142	132	127	121	151
合計	2,272	2,246	2,226	2,214	2,208

※コーホート変化率法を用いて推計（各年4月1日）

### (3) 量の見込みの算出方法について

量の見込みの算出方法については、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』を基に算出しています。

【推計児童数】・【家庭類型（割合）】・【利用意向率（割合）】をベースとし、令和6年度以降に実施された新規事業については、【対象児童数（世帯数）】なども計算に踏まえ、量の見込みとして算出しています。

### (4) 潜在的家庭類型

潜在家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」及び「将来の就労希望」を踏まえ算出しています。なお、家庭類型は国の基準に基づいた種類です。

家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）
タイプB	フルタイム×フルタイム（夫婦共働き）
タイプC	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） (就労時間：月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） (就労時間：月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）（夫婦のどちらかが働いている）
タイプE	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） (就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） (就労時間：いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部)
タイプF	無業（無職）×無業（無職）（どちらも働いていない）

### 3 教育・保育における量の見込みと確保方策

#### 【1号認定（3歳～5歳教育認定）】幼稚園・認定こども園

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

幼稚園などの利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育の提供体制を整備します。

#### 【2号認定（3歳～5歳保育認定）】保育園・認定こども園など

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

認可保育所などの整備の充実を進め、保育施設の環境改善に務めます。

#### 【3号認定（0歳～2歳保育認定）】保育園・認定こども園など

0歳～2歳の就学前児童で、保護者の就労などにより保育を必要とする認定区分です。

認可保育所などの整備の充実を進め、保育施設の環境改善に務めます。

※ 補足…令和8年度より全国的に実施することとなった、【満3歳以上限定小規模保育事業】について、本町では現状、対象年度（令和8年度～令和11年度）のいずれにおいても、見込みは0人とします。

(単位：人)

令和7年度						
認定区分	1号	2号		3号		
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	77	27	235	36	71	98
確保 方 策	特定・教育 保育施設	60	0	278	54	58
	幼稚園+ 預かり保育	27	0	0	0	0
	広域利用	22	0	24	7	17
②小計	109	0	302	61	75	92
過不足（②-①）	30	▲27	67	25	4	▲6

※ 令和7年度の見込み値は、令和6年度に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定した際の参考値です。

第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制、確保の方策

令和8年度							
認定区分		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1歳
①量の見込み		79	27	241	35	81	82
確保方策	特定・教育保育施設	60	0	278	54	58	80
	幼稚園+預かり保育	27	0	0	0	0	0
	広域利用	22	0	24	7	17	12
②小計		109	0	302	61	75	92
過不足 (②-①)		30	▲27	61	26	▲6	10

令和9年度							
認定区分		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1歳
①量の見込み		77	27	236	35	78	94
確保方策	特定・教育保育施設	60	0	278	54	58	80
	幼稚園+預かり保育	27	0	0	0	0	0
	広域利用	22	0	24	7	17	12
②小計		109	0	302	61	75	92
過不足 (②-①)		32	▲27	66	26	▲3	▲2

令和10年度							
認定区分		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1歳
①量の見込み		76	26	233	35	77	92
確保方策	特定・教育保育施設	60	0	278	54	58	80
	幼稚園+預かり保育	26	0	0	0	0	0
	広域利用	22	0	24	7	17	12
②小計		108	0	302	61	75	92
過不足 (②-①)		32	▲26	69	26	▲2	0

令和11年度							
認定区分		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1歳
①量の見込み		74	26	227	35	75	92
確保方策	特定・教育保育施設	60	0	278	54	58	80
	幼稚園+預かり保育	26	0	0	0	0	0
	広域利用	22	0	24	7	17	12
②小計		108	0	302	61	75	92
過不足（②-①）		34	▲26	75	26	0	0

### 【確保方策】

本町においては、子どもの人数は減少していく見込みではありますが、女性の就業率が高い水準で推移している等の影響により、0歳～2歳児の保育ニーズの増加が見込まれています。

現在、待機児童は発生していませんが、広域利用も含め、今後も教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保に務め、保護者の利用ニーズに対応していきます。

また、公立保育所施設の老朽化に伴い大規模改修又は建て替え等が必要な時期にきています。公立園に対する運営費の国庫負担や施設整備に係る補助金等が廃止され、全国的にも民営化が進んでいる中、今後、保育ニーズの増加や施設の老朽化に対応できるよう施設の整備と併せて、運営形態についても検討を行う必要があります。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、確保の方策

子ども・子育て支援法に基づき、芳賀町の実情に合わせ実施する地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの事業で、現在の利用状況・ニーズ調査による利用意向を把握し、国の基準等を参考に、令和7年度～11年度のニーズ量（量の見込み）を算出しました。算出されたニーズ量をもとに、将来の確保方策を定め事業を実施していきます。

※ 令和7年の見込み値は、令和6年度に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定した際の参考値です。

### （1）利用者支援事業（こども家庭センター）

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
※こども家庭センター型	確保方策（か所）	1	1	1	1	1

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	（か所）	1	1	1	1	1
※母子保健型						

### （2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業	量の見込み（月延べ人数）	770	770	770	770	770
	確保方策（月延べ人数）	770	770	770	770	770
	（か所）	2	2	2	2	2

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業（月延べ人数）		303	310	518	674	631

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦健康診査	量の見込み（延べ人数）	1,050	1,050	980	980	980
	確保方策（延べ人数）	1,050	1,050	980	980	980

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
妊婦健康診査事業（延べ人数）		1,040	1,168	1,183	1,040	923

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境等を把握し、子育てに関する情報提供並びに助言支援を行う事業です。

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み（人）	93	90	90	88	88
	確保方策（人）	93	90	90	88	88

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児家庭全戸訪問事業（人）		76	103	96	81	91

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
養育支援訪問事業	量の見込み（人）	15	15	15	15	15
	確保方策（人）	20	20	20	20	20

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
養育支援訪問事業（人）		13	14	13	13	11

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、家庭に代わり宿泊を伴う養育を行う事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み（人）	5	5	10	10	10
	確保方策 (人)	5	5	10	10	10

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		0	0	0	0	9

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ファミリー・サポー ト・センター事業	量の見込み（延べ人数）	100	100	100	100	100
	確保方策（延べ人数）	100	100	100	100	100

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ファミリー・サポート・センター 事業	（延べ人数）	73	161	159	65	49

## (8) 一時預かり事業（幼稚園型）

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに希望者を教育（保育）する事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み (延べ人数)	1号	232	232	232	232
	2号	—	—	—	—	
	確保方策	(延べ人数)	232	232	232	232
		(か所)	1	1	1	1

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一時預かり事業（幼稚園型）	（延べ人数）	540	488	441	284	311

## (9) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
一時預かり事業 (幼稚園以外)	量の見込み（延べ人数）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	確保方策 (延べ人数)	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305
	(か所)	4	4	4	4	4

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一時預かり事業（幼稚園以外）	（延べ人数）	173	175	235	606	310

## (10) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業	量の見込み（人）	110	110	110	110	110
	確保方策 (人)	110	110	110	110	110
	(か所)	5	5	5	5	5

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外保育事業（延長保育事業）	（人）	74	68	108	98	105

## (11) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児・病後児保育事業	量の見込み（延べ人数）	420	420	420	450	450
	確保方策 (延べ人数)	420	420	420	450	450
	(か所)	4	4	4	5	5

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
病児・病後児保育事業	(延べ人数)	77	254	247	351	320

## (12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。学童保育利用者数が増加している現状を踏まえ、待機児童がないよう芳賀北小学校区に専用施設を整備し、令和10年度には定員を増やします。

### 〈量の見込み・確保方策〉

既存事業名（単位）			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後児童健全育成事業	量の見込み (人)	低学年	269	260	246	234	249
		高学年	116	109	110	108	81
	確保方策 (人)	310	310	310	330	330	
		(か所)	3	3	3	3	3

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
放課後児童健全育成事業	(人)	316	313	332	354	371

### (13) 子育て世帯訪問支援事業

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①②を同時に行うことを中心に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する事業です。

- ①家事支援 ②育児・養育支援 ③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- ④地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 ⑤支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み（延べ人数）	60	60	60	60	60
	確保方策（延べ人数）	60	60	60	60	60

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子育て世帯訪問支援事業		－	－	－	－	－

### (14) 児童育成支援拠点事業

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては①～⑦とし、地域の実情等に応じて⑧を実施し、①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要があります。

#### 【包括的に実施する内容】

- ①安全・安心な居場所の提供 ②生活習慣の形成 ③学習の支援 ④食事の提供
- ⑤課外活動の提供 ⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦保護者への情報提供、相談支援

#### 【地域の実情に応じて実施する内容事項】

- ⑧送迎支援

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童育成支援拠点事業	量の見込み（人）	20	20	20	20	20
	確保方策（人）	20	20	20	20	20

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童育成支援拠点事業	（人）	－	－	－	－	－

## (15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
親子関係形成支援事業	量の見込み（延べ人数）	当分の間実施予定なし (県の事業を利用する予定)				
	確保方策（延べ人数）					

## (16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み（延べ人数）	372	360	360	352	352
	確保方策（延べ人数）	372	360	360	352	352

### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
妊婦等包括相談支援事業	(延べ人数)	—	—	—	—	—

### (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援制度事業です。

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児等通園支援事業	量の見込み（日延べ人数）	－	6	6	6	6
	確保方策（日延べ人数）	－	6	6	6	6

#### 〈過年度実績〉

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児等通園支援事業	（延べ人数）	－	－	－	－	－

### (18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

#### 〈量の見込み・確保方策〉

事業名（単位）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
産後ケア事業	量の見込み（延べ人数）	20	20	20	20	20
	確保方策（延べ人数）	20	20	20	20	20

事業名（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
産後ケア事業	（延べ人数）	－	－	－	－	－

## 5 その他の事業

### (1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象世帯が拡大されるなどの制度改正を受け、副食費に係る費用分についても事業の対象となっていることから、引き続き、国の運用に準じて実施していきます。

### (2) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。実態等を踏まえ、必要な取組について検討していきます。

## 6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域のこどもを幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

### (2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修等に対する支援

認定こども園、幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言等の支援を行っていきます。

### (3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

#### ①町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、私立保育所職員に対する研修機能、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要なこどもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

#### ②私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

#### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業などを実施していきます。

#### (5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策

##### ①認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

##### ②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

町は、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。

# 第6章 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制

関係各課相互の連携を強化し、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、こども・若者の当事者の意見や、子ども・子育て会議等での意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、地域ぐるみで、こどもたちの育ちにおける環境向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

## 2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。

こども・若者自身や、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、各施策の支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施し、実行力のある計画推進を図ります。

